

平成29年12月定例会

# 中川村議会会議録

中川村議会

平成29年12月中川村議会定例会議事日程（第1号）

平成29年12月4日（月） 午前8時59分 開会

7番 小池 厚

（1）不在地主の土地対策について

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて  
〔平成29年度中川村一般会計補正予算（第3号）〕
- 日程第 5 議案第 1号 中川村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について
- 日程第 6 議案第 2号 中川村村議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 3号 中川村特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について
- 日程第 8 議案第 4号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 日程第 9 議案第 5号 平成29年度中川村一般会計補正予算（第4号）
- 日程第10 議案第 6号 平成29年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第 7号 平成29年度中川村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第 8号 平成29年度中川村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議案第 9号 平成29年度中川村水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第14 一 般 質 問

3番 松 澤 文 昭

- （1）「農事組合法人みなかた」に対する村の関与と組織育成に関する村の方針について
- （2）企業版ふるさと納税制度に関する取組状況について

9番 村 田 豊

- （1）施設の改修計画をどう進めるか
- （2）中川の農業のこれからの取組と若者が定着する振興策について
- （3）リニア中央新幹線事業関連と開通後の取組の検討

6番 柳 生 仁

- （1）村長のトップセールスについて
- （2）陣馬形山について
- （3）道路の里親制度について

5番 中 塚 礼次郎

- （1）公営学習塾の開設について

出席議員（10名）

- 1番 高橋 昭夫
- 2番 飯島 寛
- 3番 松澤 文昭
- 4番 鈴木 絹子
- 5番 中塚 礼次郎
- 6番 柳生 仁
- 7番 小池 厚
- 8番 大原 孝芳
- 9番 村田 豊
- 10番 山崎 啓造

説明のために参加した者

- |        |       |        |       |
|--------|-------|--------|-------|
| 村長     | 宮下 健彦 | 副村長    | 富永 和夫 |
| 教育長    | 下平 達朗 | 総務課長   | 米山 正克 |
| 会計管理者  | 半崎 節子 | 住民税務課長 | 井原 伸子 |
| 保健福祉課長 | 中平 仁司 | 振興課長   | 松村 恵介 |
| 建設水道課長 | 小林 好彦 | 教育次長   | 松澤 広志 |

職務のために参加した者

- 議会事務局長 菅 沼 元 臣  
書 記 座光寺 てるこ

平成29年12月中川村議会定例会

会議のてんまつ

平成29年12月4日 午前8時59分 開会

○事務局長

ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼) 着席ください。(一同着席)

○議長

おはようございます。(一同「おはようございます」)

ご参集ご苦労さまです。

ただいまの出席議員数は全員です。ただいまから平成29年12月中川村議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。

ここで村長のあいさつをお願いいたします。

○村長

おはようございます。(一同「おはようございます」)

中川村議会12月定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては公私にわたりご多用のところご参集賜り、まことにありがとうございます。

収穫の秋、11月18・19日には農協の中川支所祭が行われ、同時にリンゴの木のオーナーの収穫祭も開催されました。農家だけではなく、農産物を買求め多くの方でチャオ周辺はにぎわっておったところであります。

また、同日2日間にわたり長野県縦断駅伝競走、そして11月25・26日には第18回アルプス展望さわやかウオークなど、スポーツの秋にふさわしい大きな催しが幾つか組まれました。

18・19日に行われました長野県縦断駅伝競走大会では、村出身の桃沢大輔選手が村を縦断する21区間を走り、たすきリレー時点では暫定1位のチームからおくれること38秒差を挽回し、さらに1分20秒差の差をつける上伊那のエースの名に恥じぬ走りでチームの連覇に貢献されたことを大変うれしく思った次第でございます。「中川のランニングクラブでも子どもたちと一緒に走る機会があれば。」と本人もおっしゃっておりますので、小学生が新たに走るきっかけになってくれることも期待し、桃沢さんの後に続くようなランナーが育つこと、ひそかに期待するものであります。

さわやかウオークは2日間で670名ほどの参加があり、峰々に冠雪をいただいた2つのアルプスと麓に残る紅葉のコントラストを見ながら晩秋の中川の里を満喫をしていただいたところであります。

9月の議会冒頭のあいさつでことしは優良な果実の収穫を期待したいと述べましたが、台風21号22号の風害がありました。リンゴの落下は推定500kg程度と安心した一方、後で枝ずれ、傷化が発生しないかとの懸念がありましたが、収穫時にそれがあらわれ、残念な思いをいたしておるところであります。数年のうちにはこういうことがあるとはいえ、被害に遭われたリンゴ農家にはお見舞いを申し上げます。

また、10月の降雨が平年に比べ多く、柿に縄文が発生したことで2回の霜が降りまして落葉が一度に進んだためか、果実の軟化が進み収穫量がかなり減少するとの声も

ございます。心配がされるところです。

米は作柄やや良で、10 a 当たり反収量 629kg と全国 1 位を確保したこと、長野県でありますけれども、上伊那米は特Aの比率が高く高品質米であることなど、米づくりはよい結果が出たところであります。

農業は、天候に左右されること、作物によっても豊作、凶作、両面あることを改めて感じるとともに、いざというときの果樹共済制度についてもこれから考えていく必要があると思った次第であります。村長公約を説明し、ご意見等をいただき、あわせて少子化が進む中でまち・ひと・しごと創生総合戦略の重点項目と施策について村の重点的な取り組みについての説明懇談会を9月25日から開催をしております。27地区中24地区の懇談が終了し、あと3地区を残すのみとなっております。地区からの問い合わせに返答を求められたこともございますし、いただいたご意見、提案等をまとめた上で村民の皆さんにお返ししてまいりたいというふうに考えております。

11月29日には全国町村長大会が東京都で開催をされ、出席をしております。地方自治法施行70年の節目に当たる大会となったわけではありますが、祝賀大会というより、町村共通としてある課題である急速な人口減少、少子化、基幹産業の農業の衰退など多くの課題を抱える中で、道州制の導入の反対、総じて税源に乏しく厳しい財政運営を余儀なくされるといった現状を打開するために地方交付税等の一般財源総額の確保など、国に対してさまざまな要望を掲げ、これを実現するべく全国の町村長、決意を新たにす大会となりました。大会当日の早朝、またしても隣国北朝鮮からミサイルが発射され、日本の経済的排他水域内に落下させたことに抗議をし、全国町村長大会の名で国に対して毅然とした姿勢をとるよう求めたことをあわせて報告をさせていただきます。

さて、本議会でご審議をいただきますのは、条例改正議案3議案と損賠賠償の額の決定と和解に関する1議案、平成29年度一般会計補正予算と特別会計補正予算の4議案、合わせて5件の合計9本の議案でございます。何とぞ慎重なご審議をいただきますようお願いを申し上げ、議会開会のごあいさつとさせていただきます。

○議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は議会会議規則第127条の規定により4番 鈴木絹子議員、5番 中塚礼次郎議員を指名します。

日程第2 会期の決定についてを議題とします。

本定例会の会期については、過日、議会運営委員会を開催し協議しています。この際、議会運営委員長の報告を求めます。

○議会運営委員長 過日行いました議会運営委員会について報告をいたします。

皆さんのお手元に定例会の予定表が配付されておりますが、本定例会の会期を本日12月4日から8日までの5日間とするものです。

次に日程ですが、本日は承認第1号の承認案件、議案第1号から議案第3号までの条例案件、議案第4号の一般議案、議案第5号から議案第9号までの各会計補正予算、以上については、上程、提案理由の説明から質疑、討論、採決までをお願いいたしま

す。

引き続き一般質問を行います。

その際には、質問席の準備のための休憩をとっていただくようお願いをいたします。

5日は午前9時から本会議をお願いし、一般質問を行います。

一般質問終了後、全員協議会を行います。

6日は委員会の日程としますので、その中で付託案件の委員会審査をお願いいたします。

7日は議案調査といたします。

最終日の8日ですが、午後2時から本会議をお願いし、陳情に対する委員長報告、質疑、討論、採決を行い、意見書などの発議がありましたら上程、趣旨説明、質疑、討論、採決を行っていただく予定です。

以上が本定例会の会期及び日程ですが、円滑な議会運営ができますようにご協力をお願いいたしまして、報告とさせていただきます。

○議長 お諮りします。

本定例会の会期は議会運営委員長の報告のとおり本日から8日までの5日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から8日までの5日間と決定しました。

日程第3 諸般の報告を行います。

初めに、監査委員から例月出納検査及び定期監査の報告があり、写しをお手元に配付しておきましたので、ごらんいただき、ご了承願います。

次に、去る9月定例会において可決された廃棄物の最終処分場建設について住民に寄り添った指導・判断をするよう求める意見書、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律による補助率等の嵩上げ措置の継続に関する意見書、核兵器禁止条約に日本政府も参加することを求める意見書については、内閣総理大臣を初め関係各機関へ提出しておきましたので、ご了承願います。

次に、本定例会までに受理した陳情については、議会会議規則第92条の規定によりお手元に配付の陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託します。

次に、本定例会に提出される議案は一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、村長から行政報告の申し出がありました。

報告第1号 専決処分の報告について説明を求めます。

○総務課長 報告第1号 専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により議会において規定されている事項について次のように専決処分したので同条第2項の規定により報告します。

専決番号第10号 平成29年9月26日専決であります。

損害賠償の額の決定及び和解について

ショッピングセンターチャオ駐車場における公用車の衝突事故に係る損害賠償の額を次のように決定し和解したものであります。

事故発生日時は平成 29 年 7 月 14 日午前 10 時 30 分ごろ。

事故発生場所は中川村片桐 3960 番地。

相手方の住所、氏名は記載のとおりで、被害車両は軽自動車であります。

事故の概要は、上記場所において駐車場交差点を右折しようとした際、左方から侵入してきた軽自動車と衝突したものです。

損害賠償額は 6 万 9,990 円です。

以上、報告いたします。

○議 長 続いて報告第 2 号 中川観光開発株式会社の経営状況について説明を求めます。

なお、この件は後ほど時間をとり細部についての説明を受ける予定ですので、ご承知おきください。

説明を求めます。

○振興課長 報告第 2 号 中川観光開発株式会社の経営状況についてご説明いたします。

本件は、地方自治法の規定に基づき同社に係る第 47 期の経営報告及び決算並びに第 48 期の事業計画について報告するものです。

報告書にありますように、中川観光開発株式会社の第 47 期の決算は総売上高 1 億 5,638 万円で、前期比 96.2%、624 万円の減少となりました。これは、宿泊客の減少に加え、ここ数年続く慢性的な人手不足が解消できず、上半期は 8 月末から 3 ヶ月に及ぶ食事処ひのきの夜間営業休止、宿泊・宴会予約数の制限を余儀なくされたことが要因であります。また、当期に先送りした経費と大浴場改装オープンに伴う経費、7 月 1 日から 7 月 23 日までの風呂改修の影響による減収を合わせて 578 万円となりましたが、工事期間中の営業損失に対する村からの補填があったため、今期中の経常利益は 395 万円、前期比 93.2%、29 万円の減となりました。補填以外の要因としては、水道光熱費の削減、人手不足による人件費削減が挙げられます。

第 48 期においては、厨房システムの見直しを進め作業効率を上げ、女性が今まで以上に活躍できる環境を整え、合宿誘致の取り組みを進め、問題点の洗い出しや改善方法を検討するなど利用者の満足度の向上に努力をしていく方針が去る 9 月 26 日に開催されました株主総会で確認をされております。

村といたしましても、この施設が村内観光の中核としての機能をより発揮できますよう、引き続き各方面からのご支援をお願い申し上げまして、この場での説明とし、詳細につきましては席を改めて説明させていただきますので、よろしく願いをいたします。

○議 長 以上で諸般の報告を終わります。

日程第 4 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて  
〔平成 29 年度中川村一般会計補正予算（第 3 号）〕

を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○副 村 長 それでは、専決第 11 号により専決処分をいたしました平成 29 年度中川村一般会計補正予算（第 3 号）についてご説明をいたします。

第 1 条 歳入歳出予算の補正は、既定の予算額にそれぞれ 590 万円を追加し、総額を 37 億 4,700 万円とするものであります。

今回の補正の主な内容は、10 月 22 日に行われました第 48 回衆議院議員総選挙に係る費用の補正であります。御承知のとおり 9 月 28 日の第 194 回臨時国会冒頭で衆議院が解散され、急遽総選挙が行われることになったため、選挙に必要な補正予算を専決処分により処理したものでございます。

予算書をごらんください。

歳入歳出補正の予算の内訳につきましては 3 ページからの事項別明細書をごらんください。

初めに歳入であります。7 ページ、17 款 県支出金、総務費委託金、選挙費委託金 590 万円で、選挙事務に係る県からの委託金であります。

続いて歳出であります。6 ページをごらんください。

2 款 総務費の選挙費、衆議院議員選挙費で 590 万円の追加であります。

細かい内容は省略させていただきますが、報酬 89 万 4,000 円は選挙管理委員、投票管理者、立会人等の報酬、職員手当等 269 万 2,000 円は選挙事務に係る職員の手当で、賃金 29 万 6,000 円は臨時職員の賃金であります。

需用費 63 万 7,000 円は選挙事務に係る消耗品、食糧費、印刷製本費等。

役務費の 23 万 1,000 円は入場券の郵送料ほか。

委託料の 22 万 7,000 円はポスター掲示板の設置業務委託料。

備品購入費 87 万 5,000 円は投票用紙交付機 2 台と計数機 1 台の購入費であります。

詳細につきましては予算書に記載のとおりでございます。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議 長 説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本件は承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、承認第 1 号は承認することに決定しました。

日程第 5 議案第 1 号 中川村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する

条例の制定について

を議題とします。

朗読願います。

○事務局長

朗読

○議長

提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第1号について提案説明いたします。

例規集は第1巻781ページからです。

提案理由は、国家公務員の給与改定に準じて一般職の職員の給与改定を行うため本案を提出するものです。

人事院は本年8月8日、国家公務員の給与改定などについて政府に勧告を行いました。内容は、俸給表の水準の引き上げと一時金の引き上げが主なものになっております。

給与改定に係る勧告の概要は、月例給については民間給与との格差0.15%を埋めるため俸給表の水準を引き上げる。一時金、いわゆるボーナスは、昨年8月から本年7月までの直近一年間の民間のボーナスの支給実績から期末勤勉手当の支給月数を年間で0.1月引き上げ、引き上げ分は勤勉手当に配分するというものであります。

改正内容であります、2ページをごらんください。

第27条第1項第1号では一般職の職員及び特定幹部職員の勤勉手当の支給率をそれぞれ100分の10引き上げ、同項第2号では再任用職員及び特定幹部職員の勤勉手当の支給率を100分の5引き上げるものであります。

また、別表第1 行政職給料表を表のとおり改めるものであります。

続いて6ページをごらんください。

附則第8項では、現在55歳以上の6級職員については本来の給与から1.5%を減額する給料の抑制を行っておりますが、期末手当においても同様の措置を行っており、今回の勤勉手当の支給率の引き上げに合わせて減額率を改正するものであります。

実施時期は、月例給については平成29年4月から、一時金については平成29年度12月期からとするものであります。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長

全員賛成です。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第2号 中川村村議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

を議題とします。

朗読願います。

○事務局長

朗読

○議長

提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第2号について提案説明いたします。

例規集は第1巻703ページからです。

提案理由は、人事院勧告に準じて一般職の職員の給与改定を提案させていただいており、議員の皆様はの期末手当も同様に改正を行うため本案を提出するものであります。

第5条第2項の期末手当について12月の支給率を100分の10引き上げるもので、平成29年12月期から適用するものということであり、

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長

全員賛成です。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第3号 中川村特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

を議題とします。

朗読願います。

○事務局長

朗読

○議長

提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第3号について提案説明いたします。

例規集は第1巻721ページからです。

提案理由は、人事院勧告に準じて一般職の職員の給与改定を提案させていただいて

おり、村長、副村長及び教育長の期末手当についても同様に改正を行うため本案を提出するものであります。

裏面、改正内容ですが、第2条第2項の期末手当について12月の支給率を100分の10引き上げるもので、平成29年12月期から適用するものであります。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 説明を終わりました。  
これから質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 質疑なしと認めます。  
次に討論を行います。  
討論ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 討論なしと認めます。  
これから採決を行います。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。  
〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成です。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。  
日程第8 議案第4号 損害賠償の額の決定及び和解について  
を議題とします。  
朗読願います。

○事務局長 朗読

○議長 提案理由の説明を求めます。

○総務課長 議案第4号について提案説明いたします。  
中川中学校校内からの倒木による損害を賠償し和解するため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により本案を提出するものであります。  
事故発生日時は平成29年10月22日午後8時ころ。  
事故発生場所は中川村片桐4670番地2。  
相手方の住所、氏名は記載のとおりで、被害財物は家屋であります。  
事故の概要は、台風21号による北からの強風により中学校グラウンド内のヒマラヤスギが倒れ、村道南側の住宅の屋根を破損したものであります。  
損害賠償額は33万4,800円であります。  
以上、ご審議のほどよろしくご審議をお願いいたします。

○議長 説明を終わりました。  
これから質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。  
討論ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 討論なしと認めます。  
これから採決を行います。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。  
〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成です。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。  
日程第9 議案第5号 平成29年度中川村一般会計補正予算（第4号）  
を議題とします。  
提案理由の説明を求めます。

○副村長 それでは、議案第5号 平成29年度中川村一般会計補正予算（第4号）についてご説明をいたします。  
第1条 歳入歳出予算の補正は、既定の予算額に240万円を追加し、総額を37億4,940万円とするものであります。  
第2条 地方債の補正は第2表 地方債の補正によるものであります。  
今回の補正の主な内容は、歳入では、国及び県支出金は各種事業補助金の額の決定に伴う追加と減額、村有林立木売払に伴う財産収入の追加、村債の追加などであり  
ます。  
歳出では、各費目を通じて先ほどの議案で可決いただきました職員及び特別職等の給与改定に伴う人件費の増額が主なものでありますが、そのほか、総務費では会計室の収納事務で使用する小型OCR機の購入費、地方創生推進事業のお試し住宅、お試しシェアオフィス整備に係る村単独工事費の追加と3世代同居等住宅新增改築支援補助金の追加、民生費では途中入所の園児数の増等により保育所費の追加、農林水産業費では中山間地域直接支払交付金加算額の増額に伴う追加、土木費では今年10月にのり面の崩落が発生をいたしました村道桑原中央線災害防除工事など村道維持工事の追加、教育費では、西小学校教頭住宅改修工事費、それから先ほど説明がありました10月の台風21号により倒木が発生をいたしました中学校グラウンド内の樹木の撤去工事費の追加、これら歳出の増額に伴う予備費による調整などであり  
ます。  
詳細につきましては事項別明細書でご説明をいたします。  
初めに4ページをごらんください。  
第2表 地方債補正は追加と変更であります。  
追加につきましては、村道維持管理事業のうち村道日向線及び桑原中央線につきましては新規事業の追加、北山方飯沼線は過疎債ソフト事業からハード事業に振りかえとなった事業の追加で、合わせて限度額2,290万円を追加するものであります。  
変更は、国の社会資本整備総合交付金事業で計画をしておりました村道維持修繕工事につきまして交付金が要望額に対して大きく減額となったことに伴う事業量の減、一部の工事について過疎債ソフト事業からハード事業へ変更になったことによる減額

等で、1,100万円の減額となります。

追加と変更で全体では1,190万円の増額となります。

歳入歳出補正予算の内訳につきましては5ページからの事項別明細書をごらんください。

初めに歳入についてご説明をいたします。

7ページ、16款 国庫支出金、土木費国庫補助金は1,116万7,000円の減額です。これは、近年の総体的な状況であります。社会資本整備総合交付金の要望額に対しまして内示額が大きく減額となったこと、また補助基準等の見直しによりまして財政力指数に応じて補助率が引き下げられたというものであります。

8ページ、17款 県支出金の県負担金、農業費負担金36万円は、多面的機能支払交付金対象面積の増によるものであります。

県補助金、農業費補助金154万7,000円は中山間地域直接支払交付金で、新たに超急傾斜農地保全管理加算の対象農地が増えたことによる補助金165万7,000円の増額と多面的機能支払推進交付金11万円の減額で、林業費補助金120万円の減額につきましては森林造成事業補助金の減額であります。

続きまして9ページ、18款 財産収入であります。11月21日の議会全員協議会でご説明をいたしました飯島町七久保三林の村有林約4.6haのヒノキ林の一部皆伐と搬出間伐による立木の売払収入で120万円を見込んでおります。

なお、皆伐した箇所を再生林につきましては、平成30年度に中川村発足60周年記念事業として植樹祭を計画をしております。

10ページ、19款 寄附金、教育費寄附金は、県内の方からいただいた1件21万円と県外の方からいただいた1件20万円で、いずれも村の教育振興のためにといただいたものであります。

11ページ、22款 諸収入の受託事業収入、水源林造成事業収入82万5,000円の減額は、今年度、森林総合研究所分収林に係る森林整備受託事業の予算割り当てがなかったことによる減額であります。

雑入の総合賠償補償保険金15万円は、先ほど報告1号でご説明をいたしました公用車の事故による損害賠償に係る全国町村会総合賠償補償保険の保険金であります。

12ページ、23款 村債は、第2表の地方債補正でご説明をいたしました地方債の追加及び変更によるもので、全体で1,190万円の増額となります。

続いて13ページからの歳出についてご説明をいたします。

主なもののみの説明とさせていただきます。

冒頭申し上げましたとおり、各費目にわたって職員人件費の補正がございますが、これは給与等の改定に伴うものが主なものでありますので省略をさせていただきます。

初めに13ページをごらんください。

1款 議会費の職員手当等のうち議員分26万6,000円は、先ほど議案可決されました期末手当の支給率の改定に伴うものであります。

14ページ、2款 総務費、一般管理費であります。職員給料等の減額は職員の異

動に伴うもので、共済費の社会保険料110万円の追加は職員の産休代替等により臨時職員が増えたということ等によるものであります。

補償、補填及び賠償金7万円は公用車の事故に係る損害賠償金であります。

文書広報費、電子化推進事業委託料10万4,000円は、セキュリティ強化のためインターネット系メールサーバーの移設にかかる費用であります。

15ページ、会計管理費の需用費、消耗品50万円は、庁内ネットワークシステム強化によりまして、ことしの4月から行政ネットワークであるLG1系とインターネット系が分離されたことに伴って出力するプリンターの数が増えたため、それに係るトナーやインクなどの消耗品の需要量が増えたことが主なものであります。

備品購入費の439万5,000円は、現在、税、料金等の収納事務に使用しておりますOCR機が導入から10年が経過をし保守期限を迎えていることから機器及びシステムを更新するもので、平成30年度4月当初から切りかえができるように今年度内に購入をするものであります。

企画費、村づくり事業の需用費、印刷製本費3万8,000円は、現在募集しております中川村発足60周年記念ロゴシール等の印刷費であります。

役務費、手数料11万円は、景観に配慮した看板類の整備のため公共看板類の移設費。

補助金45万円は美しい村づくり事業補助金で、民間事業者の看板類の撤去及び集合看板作成等に係る補助金であります。

16ページの地方創生推進事業、使用料3,000円につきましては、現在建設をしております小平のお試し住宅の土地の賃借料。

工事請負費633万5,000円は、平成28年度地方創生推進交付金事業で進めておりますお試し住宅、お試しシェアオフィスの工事の村の単独工事費分、お試し住宅の外構工事とお試しシェアオフィスの浄化槽設置工事、空調設備工事等であります。

補助金の100万円につきましては、3世代同居等住宅新增改築等支援事業にかかる補助金で2件分を追加するものであります。

村営バスの運行事業、車両の一般修繕の22万1,000円の追加であります。

防犯対策費補助金3万円は地区防犯灯の整備に係る補助金であります。

17ページ、徴税費、税務総務費の人件費の増額は職員の異動に伴うものであります。

18ページ、3款 民生費、社会福祉費であります。老人福祉費の後期高齢者医療運営事業委託料21万2,000円は後期高齢者健康診査業務の委託料で、健診の実績による増額であります。

老人福祉施設管理費の委託料3万9,000円につきましては介護予防センター西館の枯損木の伐採費であります。

19ページ、児童福祉費の保育所費であります。賃金27万6,000円は未満児食やアレルギーによる除去食などの増加に伴いまして給食調理員の体制を増員したことによるもので、需用費の賄い材料費30万円はみなかた保育園の途中入所園児の増、それから備品購入費7万円はみなかた保育園のブルーヒーターの購入費であります。

20ページ、4款 衛生費、保健衛生費であります。保健衛生総務費の賃金51万



6,000円は保育士1名が産休に入るため代替の臨時保育士の賃金であります。

母子保健事業委託料52万円は妊婦、乳児の一般健診審査委託料で、今年度、母子保健手帳交付対象者が当初見込みより増える見通しであるため増額するものであります。

環境衛生費、償還金利子割引料の10万円は9月の議会におきまして村営墓地条例の一部改正を行った墓地使用料の返還に係るもので、片桐の村営墓地1区画の還付金であります。

続きまして22ページの6款 農林水産業費、農業費であります。農業委員会の旅費2万8,000円は農業者年金推進功労者表彰受賞のため全国大会への参加旅費であります。

農業振興費、中山間地域直接支払事業交付金の221万円は、先ほど申しあげました一定の要件の農地が超急傾斜農地保全管理加算の対象になったことによりまして6集落協定地区におきまして交付金が増額となるものであります。

農地費の村単農地事業につきましては牧ヶ原の揚水ポンプ施設更新事業で、費目間で調整を行うものであります。

23ページの多面的機能支払交付金事業、交付金の39万円は対象面積が増加したことによるものであります。

団体営農地事業につきましては農地耕作条件改善事業西原地区の事業費の調整によるものであります。

24ページ、林業費、林業振興事業の報償費54万6,000円は森林バイオマス活用協議会の委員報酬及び講師の謝礼で、木の駅事業の先進的な取り組みを行っている指導者を講師に迎え、中川村での事業化に向けて具体的な研究を行うものであります。

林道管理事業の委託料20万円は、10月の台風21号による倒木処理や林道の支障木伐採に費用を要したため林道維持管理補修費を追加するものであります。

水源林造成事業、委託料の87万5,000円の減額につきましては、先ほど申しあげました森林総合研究所の森林整備受託事業に係る今年度の予算割り当てがなかったため減額をするものであります。

25ページ、7款 商工費であります。商工振興事業の補助金14万円は村内企業へ就職した者に対する就職祝金で、当初見込みより対象者が増えたため追加をするものであります。

観光費、観光事業委託料23万円は、陣馬形山頂のトイレの建てかえを検討するため、処理方式の検討と概略設計の検討を委託するものであります。

観光施設管理事業、委託料10万8,000円はかつらの丘の台風21号による倒木や危険木等の処理費を追加するものであります。

26ページ、8款 土木費であります。道路橋梁費、道路維持管理費の工事請負費1,500万円は、村道桑原中央線、日向線、維持修繕工事等の追加によるものであります。

27ページ、住宅費、村営住宅建設事業の工事請負費40万円は中組地区に建設中の村営住宅の上下水道工事など附帯工事にかかる増工分であります。

28ページ、9款 消防費、非常備消防費の負担金1万4,000円は自治体消防70周年記念式典の負担金であります。

続いて29ページ、10款 教育費であります。教育総務費、教育委員会事務局費の報酬4万2,000円は10月から着任をした教育長職務代理者の報酬の増額分でありませ

ず。教育総務費、児童生徒支援事業の扶助費44万7,000円は、準要保護児童生徒就学援助費で支給単価の改定による増額と支給対象者の増、また平成30年度入学予定者で必要な者につきまして今年度から入学前に援助費を支給するための追加であります。

30ページ、教員住宅管理費の工事請負費135万円は老朽化している西小学校教頭住宅の改修を行うものであります。

小学校費、教育振興費の東西小学校の備品購入費は、歳入でご説明をしました教育寄附金によって図書及び演台等を購入するものであります。

31ページ、中学校管理費の需用費、修繕費16万2,000円は台風21号による倒木で破損をいたしましたグラウンドフェンスの修繕料。

工事請負費186万2,000円は倒木の危険性のある周辺の高木の伐採と搬出処理に係る工事費であります。

中学校教育振興費、使用料7万3,000円は、部活で上部の大会等に出場する際のバスの借り上げ代の追加であります。

32ページであります。収支の調整を行うため予備費を4,264万4,000円減額をして調整を行うものであります。

以下、給与費明細書等、今回の補正予算に係る調書を添付してございますのでご確認をいただきたいと思います。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

○議 長

○9 番

(村田 豊) 1件お聞きをしたいと思いますけど、人件費18件ほど、これは給与改定によつての値上がり、これはわかりますが、保育所あるいは保健衛生、保育所費と保健衛生総務費の中で育休等から代替職員の賃金が支払いをされております。これは育休の期間がいつごろ始まったのか、当初から、年度当初から始まっていることになれば当初予算に計上をしていくのが言ってみれば普通じゃないかと思ひますが、そこらの辺について、いつごろから育休が始まった、対象時期が始まって、どうなつたかということ、今申しあげましたように当初予算計上にできなかった理由をお聞きをしたいと思います。

○副 村 長

育休、産休、まず出産のための産前産後の休暇に年度途中から入った職員の代替で、引き続き育児休業に入る者は、それも含めてということになります。保健師につきましては来年の1月からの産休になりますし、現地職員で増えたと言つた、産休等で増えたと言つた職員につきましては、ことしの10月かな、水道課の職員が1名産休に

入っておりますし、9月かな、ということで、あくまで妊娠をして、順調に出産をして休暇に入るといってございまして、その時点での補正ということでは対応しております。

○議長 長 ほかには質疑ありませんか。

○7番 (小池 厚) 道路あるいは施設の維持管理の関係についてちょっと聞きたいんですが、今度の台風ですね、たまたま学校のグラウンドのところにあった高木が倒れて民家を破損させたということで、先ほど修理代がですね、一応示談になって金を出したということなんですけれども、一般によく、この間の農業委員会でもそんな話が出たんですけども、村道のところはかなり木が倒れかかっているという話、それは地元のほうで切ってくれという話もあるかもしれませんが、村としてですね、そういった影響のある木に対して、当初からそういった維持管理の関係、財政は非常に厳しいと思うんですが、一定程度そういったものを見越して予算計上する気はあるか、ないか、あるいは対処予防的に補正予算で対応するか、そこら辺の考え方を聞きたいと思います。

○建設水道課長 原則を申しますと、確かに官民境というか、官地につきましては、公共用地っていうにつきましては村のほうで処理しております。実際に、そういった中で、多少公民地のほうに入り込んで危険な木等がありますれば、一応そういったものは通知なり連絡等をするんですけれども、前もってそれを予算化っていうことはしておりません。

ただ、どうしても葉っぱが——葉っぱっていうか、枝が折れている等については地区等と協議をしながら多少の伐採をすることはあります。

○議長 長 よろしいですか。

○6番 (柳生 仁) 31ページの7151の補正でございまして、中学校の今生えている立木を危険だから片づけるっていう予算でございまして、非常にありがたいことでもありますけれども、今7番議員からも質問ありましたけれども、この周辺でも牧ヶ原の集会所の裏側ののり面に大きな木がだんだん伸びてきて、建築当時は恐らくなかったと思いますけれども、今伸びてきて、あれが、もしかすると、またあいつた台風が来ると下の民家に、それこそ今度は思い切り直撃するんじゃないかなあと見てきました。私は、今度このヒマラヤスギ撤去するっていうんで現地見てきたわけでもありますけれども、この立木の管理が、実は下から枝をうんと払って行って、木が実に仮分数になっておって非常に揺られる状況になっておるんで折れたのかなあと、あいつたのは非常に大事なものでありますので、むしろ頭をとめて木を安定させる、一定の枝を張らせることによって木が保っているかなあと考えておりますけれども、それはそれとして、今回伐採するでいいわけでもありますけれども、今7番議員が言ったように、ほかの場所ももう少し点検されているかどうか、特に牧ヶ原の集会所の裏ののり面には本当に伸びてきてしまった木があるわけでもありますけれども、そういったのを点検されているかどうか、また、今後点検されて必要なものへ予算づけしてやっていくかどうか、きょうのものを否定するわけじゃありませんけれども、そこら辺をお伺いします。

○村長 今建設水道課長のほうから申し上げましたとおり、村道敷き、村有地に係るもの、

そこから生えているものについては、道路管理上の問題、あるいは民地への影響があるものは管理をするっていうのが当然でございますので管理しております。

なお、このことはですね、地区のほうからも毎回ご要望等であげていただいておりますので、そこで私どもやっとなるかというようなこともございますので、これからは気をつけてまいりたいと思います。

また、今お話の件につきましては、民地に生えているものという考え方はずでありますので、これについては地区からも、この南原に限らずですね、いろんなところからもご要望はございますので、これらについては、これからどうするのかということは随時検討してまいりたいと思っておりますが、原則は、やはり所有者が伐採をするということでもありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○6番 (柳生 仁) 村長から今その場所は民地じゃないかという話でございましたが、もしかしたら私は村有地かなあと調べて質問したんですけども、民地である場合です、そういった危険を発見した場合に、村としてその地主さんにもお話するとか、そういった対応はとられているかどうかお伺いします。

○村長 その件についてですけど、地元から要請がありまして、地元の皆さんは民地の所有者の方とあわせてというお話で、村で何とかできないかという、そういうことを言われておりますので、私どもとすると民地であるというふうに認識をしております。

それから、公用地に、民地についてはですね、何とかしていただけないかということ、先ほどから私が申しておるとおりでありますけれども、なかなか地主さんも、伐採するっていうても木が高くなってくと重機等がいるということでお金がかかるというような話もありますので、じゃあどうするんだということは、今申し上げたおりのご解答というか、ご返事にとどめさせていただきたいというふうに思います。

○議長 長 いいですか。

ほかには質疑ありませんか。

○4番 (鈴木 絹子) ページ29ページですけれども、教育のところ、教育費のところでは補助費に準要保護児童生徒就学援助っていうことで先ほどお伺いしましたけれども、明細がわかれば教えてください。

○教育次長 お答えします。

金額でありますけれども、新入学児童の学用品費等の増額が15万3,000円、それから対象者の増が13万1,000円、それから30年度の入学予定者分を4人分16万3,000円を計上してございます。

以上です。

○4番 (鈴木 絹子) 小学校、中学校の内訳はありますか。

○教育次長 小学校の部分でありますけれども、細かく計上は、現在手持ちの資料ではございませんので、後に説明をさせていただきます。

○議長 長 いいですか。

ほかには質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 これで質疑を終わります。  
次に討論を行います。  
討論ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。  
これから採決を行います。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。  
〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。  
日程第10 議案第6号 平成29年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算  
(第2号)  
を議題とします。  
提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長 それでは、議案第6号 平成29年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)をお願いいたします。  
今回の補正では、予算総額の増減はなく、歳出の事業間で款を超えて予算額の調整を行うものであります。  
3ページをごらんください。  
保健事業費ですが、人間ドックの補助申請件数が当初見込みを上回る見込みとなりましたので15件分を増額いたします。  
4ページの諸支出金では、過年度分の国保税の還付が多く見込まれるようになったことから、一般、退職、合わせて16万円を増額いたします。  
5ページの予備費で調整し、予算全体の増減はなしといたしました。  
以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○議 長 説明を終わりました。  
これから質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。  
次に討論を行います。  
討論ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。  
これから採決を行います。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。  
〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。  
お諮りします。

日程第11 議案第7号 平成29年度中川村公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)  
及び  
日程第12 議案第8号 平成29年度中川村農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)  
を議会会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 異議なしと認めます。したがって、日程第11 議案第7号及び日程第12 議案第8号を一括議題とします。  
提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長 議案第7号及び第8号について提案説明いたします。  
まず、議案第7号平成29年度中川村公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について提案説明いたします。  
今回の補正は人事院勧告の実施に伴う人件費調整のための補正でありまして、歳出に係る総務費の増額と補正額調整のため予備費を減額するもので、歳入歳出総額に増減はありません。  
歳出は3ページをごらんください。  
7801総務費ですけれども、給与改定による給料、手当等の増減に伴い12万7,000円を増額し、4ページ、予備費を同額の12万7,000円減額して収支調整をしたものであります。  
続いて、議案第8号 平成29年度中川村農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)について提案説明いたします。  
こちらでも人件費調整のための補正でありまして、歳出にかかわる総務費の増額と補正額調整のため予備費を減額するもので、歳入歳出総額に増減はありません。  
歳出は3ページをごらんください。  
7901総務費は給与改定等による給料、手当等の増減に伴い33万4,000円を減額し、4ページ、予備費を33万4,000円増額して収支調整したものであります。  
以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 説明を終わりました。  
これから質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。  
次に討論を行います。  
討論ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。  
 まず議案第7号の採決を行います。  
 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。  
 [賛成者挙手]  
 ○議 長 全員賛成です。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。  
 次に議案第8号の採決を行います。  
 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。  
 [賛成者挙手]  
 ○議 長 全員賛成です。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。  
 日程第13 議案第9号 平成29年度中川村水道事業会計補正予算(第3号)  
 を議題とします。  
 提案理由の説明を求めます。  
 ○建設水道課長 議案第9号 平成29年度中川村水道事業会計補正予算(第3号)について提案説明  
 いたします。  
 今回の補正は人事院勧告の実施に伴う人件費調整のための補正でありまして、予算  
 書の本文第2条にありますように収益的支出の予算額を14万3,000円増加し、水道事  
 業の総額を1億1,546万円とするものでございます。  
 収益的収入の補正は行いませんが、収支では収入が支出を上回っているため資金不  
 足となることはありません。  
 また、第3条で議会の議決を経なければ流用することのできない経費、職員給与費  
 を14万3,000円増額し1,726万7,000円とするものです。  
 9ページ、予算実施計画明細書をごらんください。  
 収益的支出では、営業費用の総係費は給与改定に伴う職員の給料、手当で14万3,000  
 円増額します。  
 以下、補正予算に関する説明書といたしまして予算の実施計画、予定キャッシュ・  
 フロー計算書、29年度の予定貸借対照表、そして給与費明細書を添付してございま  
 すので、それぞれお目通しをいただきまして、提案説明とさせていただきます。  
 以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。  
 ○議 長 説明を終わりました。  
 これから質疑を行います。  
 質疑ありませんか。  
 [「なし」と呼ぶ者あり]  
 ○議 長 質疑なしと認めます。  
 次に討論を行います。  
 討論はございませんか。  
 [「なし」と呼ぶ者あり]  
 ○議 長 討論なしと認めます。  
 これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。  
 [賛成者挙手]  
 ○議 長 全員賛成です。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。  
 ここで暫時休憩とします。再開を午前10時35分といたします。  
 [午前10時14分 休憩]  
 [午前10時35分 再開]  
 ○議 長 会議を再開します。  
 日程第14 一般質問を行います。  
 通告順に発言を許します。  
 3番 松澤議員。  
 ○3 番 (松澤 文昭) 私は、さきに提出した通告書によりまして、農事組合法人みなかた  
 に対する村の関与と組織育成に関する村の方針と企業のふるさと納税制度に関する取  
 り組みについて質問を行います。  
 まず、農事組合法人みなかたに対する村の関与につきましては、3月議会において  
 前村長と議論いただきましたが、議論の中で結論が出ていない内容と時間切れとなっ  
 てしまった質問について改めて村の方針をお聞きます。  
 さて、中川村の農業は、1つは兼業農家が大多数で、専業農家も高齢化が進んでき  
 ております。2つ目は、耕作放棄地が増加しており、遊休配置化が進んでおります。  
 3つ目は、農地を委託している方は農地や農業への関心が薄れてきております。4つ  
 目は、農用地利用調整機能が住民に発揮されていないため農地の賃貸が進んでおりま  
 せん。これらの現状を踏まえ、中川村の農業、農地を将来に向けて発展させるために  
 3月12日に農事組合法人みなかたの設立総会が開催され、組織の活動が始まりました。  
 農事組合法人みなかたの今後の活動については、先日開催された農業委員会との懇談  
 会においても中川村の農業振興において重要な役割を担うと考えており、村民も今後  
 の活動に関心を寄せております。  
 そこで、農事組合法人みなかたに対する村の関与と組織育成に関する村の方針につ  
 いて村ないし村長の考えを聞きます。  
 まず、農事組合法人みなかたの設立により農事組合法人が果たす役割について村長  
 はどのように考えているかを聞きます。  
 ○村 長 農事組合法人みなかた、3月に設立をされたわけでございますが、村の関与等につ  
 いてご質問いただきました。  
 まず、この法人が果たす役割をどのように考えているかということでございますけ  
 れども、形のようなご返答になってしまうかと思いますが、まず、定款の第1条 目  
 的というものがあります。その中で農業生産の協業を図ることによって生産性を向上  
 させること、そして組合員の共同の利益を増進するというを第一に掲げておりま  
 すので、このことを実現する、そのためにあるということと、そのことに期待をして  
 おるということでもあります。  
 一方ですね、事業目論見書というものがあるわけでありまして、いわゆるこ

の事業計画書なんですけど、この中では、方針として自然環境の豊かな地区の農地、農業を守る一つの担い手として組織をされておるし、農地が次世代に引き継がれるように、そして強度を守っていけるように、そういう郷土づくりの一端を担っていくという、そういう非常に高い見地というかで目的を掲げられておりますので、そういう目的をですね、ぜひ果たしていただくことによって、農地も地区も、何度も言っておりますけれども、将来的には守っていける——いつてもらえる一つの大きな団体といえますか、手段かなあというふうに思っております。

○3 番 (松澤 文昭) 事業目論見書等にありますが内容でありますので、それ以上は申しませんが、また追々その中で内容についてお聞きをしていきたいと思うわけがあります。

そういう中で、具体的な内容についてちょっとお聞きをしていきたいと思うわけがありますけれども、まず、農事組合法人みなかたの機械利用部の作業についてお聞きをしたいと思うわけですが、これ、特に割り当てにより毎日違うオペレーターが現在作業を行っております。その方たちの内容を見てまいりますと、大型特殊免許のない方も散見されますし、このオペレーターの多くは企業に勤めておまして、オペレーターの確保も年々難しくなっております。

また、安全な作業、機会効率、機械の長寿命化、労働災害における災害補償等を考えると、専任でできるオペレーターの確保が必要になってくるというふうに私は考えております。村内には各種の農業法人があり、大規模な農家もある中、これらの方に作業委託することも考えられますし、もっと幅広く捉えますと村内の建設会社等に作業委託をすることも必要かと思うわけでありまして、それらを村が仲介することが大事だというふうに考えておるわけでありまして、そこら辺の村の考えについてお聞きをしたいと思うわけがあります。

○振興課長 法人設立以前から、また4月の法人設立以降、行政、営農センターとして法人の役員会に出席し人的な支援等を行っているところであります。引き続き必要な支援をする中で具体的な提案をするということは可能だというふうに思っております。そういうふうになった場合については、橋渡し役というようなことにはなれるかなあというふうに思っております。ですが、主体は法人であるというふうに考えます。

ことしの農事組合法人みなかたの稲の刈り取り作業につきましては、基本的には今までの南向地区営農組合機械利用部の体制をそのまま移行しており、特別なトラブル等なく完了したというふうに報告を受けております。

これまでも地区によってはオペレーターの確保に苦労している、また将来的には確保が難しいという声を聞いております。

議員さんも申されましたとおり、一般的にオペレーターを固定し機会を安定的、効率的に稼働することによって効率的な運営または整備、修繕等の抑制が見込まれるといったこともございます。現行体制で必要とされているコンバインの台数を減らすことも視野に入れることもでき、大幅な経費削減の効果が見込まれると思われま。現行の体制にとらわれずオペレーター体制を再構築していくことは、従事者の負担軽減

につながり、法人にとっては経営の効率的に効果が見込まれることから、大型担い手なども含めた幅広い方を積極的に検討していくことは必要というふうに考えています。今後法人の中で検討していただき、営農センターとしても必要な支援を行っていくものでございます。

○3 番 (松澤 文昭) 私がちょっと一番心配をしておるのは、大型特殊免許がない方がオペレーターをやっておるんですね。これは法律違反だと思うんですね。それらも含めて早急に解決をしないと、重要な事故等が起こったときには、重要な、こう何ていうかな、重要な胸部組織が負担を——負担といいますが、そういう形になるというふうに私は思うわけでありまして、そこら辺を含めた考え方をもう一度聞きたいというふうに思います。

○振興課長 コンバインによっては大型免許の取得が必要というふうには承知をしております。それに関しては若干の取得に関しての補助をするというような話も聞いているところでありますが、いずれにしても法律違反の免許のない中での運転というものは非常によろしくないことでありますので、そういう部分については、支援なり、検討はしていきたいというふうに思っております。

○3 番 (松澤 文昭) 確かに大型免許の助成をしておることは知っているわけでありまして、いづれにしても、その人、ない人に運転をさせる、道路を運転をさせるっていうことは、これは解消しないといけないんじゃないかと思うんですね、そこら辺を含めてどうでしょうか。

○村 長 おっしゃるとおりだと思います。ですので、このことについてはですね、村のという言い方ではないかと思うんですよ。やはり当事者である作業をお願いをする農家、それから委託をする今でいいますとみなかたのオペレーター、受託作業ということになりますので、その間の皆さんと、営農センターを通じてですね、私どももどういう方向が必要なのかということもきちんと検討していく必要があるというふうに思っておりますし、ほかのところ、他地区の例などもですね、こういったことは、恐らく隣の飯島ですとか、あそこは法人化すべてされておりますので、そういうところも参考にしながらですね、考えていきたい、法律違反をしてはいけませんので、そういう前提で考えてまいりたいと思います。

○3 番 (松澤 文昭) ですから、当初申しましたように、例えば村内の建設会社等も含めた担い手という形での発想を持つていくことが私は重要なあというふうに思っておりますので、そんな点も含めて、また今後の中で方向づけをしていつてもらいたいというふうに思っておるわけでありまして。

次に、現在、農事組合法人みなかたにつきましては、受託作業法人として機械利用部を中心とした経営を行っておるわけでありまして、これ前にも前の村長とも議論をしましたが、法人設立によりまして共同出荷・販売経理ということで二重のコストがかかるわけでありまして、この共同出荷・販売経理の事務コストが増加する部分について、このコスト増を村で負担するような考えはないかどうか、もう一度お聞きをしたいというふうに思います。

○振興課長 共同販売経理につきましては、平成 28 年度については畑作物について南向地区営農組合として行ってきました。事務処理については J A、営農組合、村で協力して行ってきたところでもあります。

法人設立後の共同販売経理については、法人が雇用する職員が行っていますが、村として法人の事務経費に対して直接的な経費の負担というのは今のところ考えていないところでもあります。

村としましては、共同販売経理に必要なデータを提供したり、営農センターの幹事という立場で J A や普及センターとともに役員会への参加や必要な事項へのアドバイスなど人的支援を行っています。

費用的な支援につきましては、これまでは農業再生協議会から地区営農組合へ組織育成費を支出しており、再生協から支援を受けました地区営農組合へは営農組合本体の運営の他機械利用部への運営に充ててきた経過がございます。農業再生協議会におきましても平成 27 年度も組織育成費は予算計上をしております、再生協議会から支援を受けている南向地区営農組合において地域の担い手法人である農事組合法人みなかたへ支援を行うという流れのほうはできております。法人の事業目論見書によりましても収入として 70 万円を計上されています。

また、本年度につきましては、国の農業経営力向上支援事業を法人の支援として 40 万円を地域再生協議会を通じて支援を行う予定でございます。

○3 番 (松澤 文昭) 先ほど申しましたように二重構造になっておるわけでありまして、ぜひともさっき言った人件費の部分について少しでも軽減できるような体制づくりをお願いしたいと思うわけでありまして。

次に、先ほども村長のほうから話がありましたように、農事組合法人みなかたの事業方針において当組合は、自然環境の豊かな地区の農地、農業を守る担い手として次世代に引き継ぐ郷土づくりを目指すとともに、組合員の農業生産についての協業を図ることにより、その生産性を向上させ組合員の共同利益を増進させることを目的とするということで事業方針が示されておるわけでありまして、当面は機械利用部が受託をしている作業を中心とした受託作業請負法人として事業が進められるわけですが、今後の事業方針にあるのうち、農業を守る事業を実施する場合、法人の経営を考えれば作業効率のよい圃場しか受託はできないというふうに考えるわけでありまして。美しい村、住民生活を守るために村として多額の助成措置を講じてでも全農地を守るのか、守る農地の線引きにより助成措置を小額に抑えるのか、農事組合法人みなかたの方針に委ねるのか、中川村の農業振興、美しい村を守るためにも中川村にとって重要な方針選択になると考えますが、村長の考えについてお聞きをしたいというふうに思います。

○村 長 法人の経営という点から考える場合ですね、やはり作業受託収入が作業経費を下回るという場合には、当然赤字になるわけでありまして、作業受託面積とですね、あと作業受託の内容なんかでもまた変わってくるだろうなあというふうに思うところがあります。ですので、法人の経営という点では作業受託を今のものを——今のもの

けという言い方はないんですけど、現状で考えていくと、それは非常に厳しいことかなあというふうに思っておるわけでありまして。稲のですね、例えば刈り取り作業が今中心になっておると思うっていうか、それしか——それしかという言い方は失礼なんですけど、それをやっているというふうに思うわけでありましてけれども、目論見書の中でいっているのは、やっぱりこの農地を守っていくっていう中で、私が想像するにですね、やはり、そこの刈り取り受託作業だけではなくて、そこへ農地を農地として利用するということが、有益なというか、地域に合った作物を植え、将来的にはそれも栽培していくような方向も恐らく入っておるかというふうに考えるわけでありまして。例えば、今、刈り取り中心になっているものをですね、耕起ですとか田植まで拡大することはできないだろうかということを検討をすることも必要だろうと、もちろんコストを抑えるためにはですね、現有機械の借り上げ、こういったものも検討しなければならぬと思いますし、検討原因にされておるかと思うわけでありまして。

作業住宅からはずれるわけでありましてけれども、非作業効率の圃場に対して、その圃場でできるもの、先ほど何度も申し上げておりますけれども、そこへ作付する作物のことも検討すべきではないかなというふうに思うところでありまして。機械作業が必要かどうか、あるいは、初歩的でもできないだろうか、手を加えないとだめだろうかと、いろいろな検討課題もあろうかと思っておりますので、そういう点で法人の皆さんには検討いただければというふうに思うわけでありまして。つまり、その地域の皆さんですとか所有者、こういったところの皆さんとは、やっぱり非効率だけれども農地をどうしていくのか、まずは話し合う必要があるんじゃないかというふうに思うところなんです。もちろん農地をどうするのかというのは所有者の判断、最終的にはすることになるわけでありましてけれども、その判断の中には、放置したまま雑草の生えるままにするということは他の農業者に迷惑をかけることになるので、もう、これは道義的にあまり許されるっていうか、いかがかなと思うところであるわけでありまして。

したがって、農事組合法人みなかたがですね、どうするというよりも、まずですね、集落営農組合とですね、地区営農組合が、まず最初に、その農地のあり方、荒廃化を防止していくにはどうしたらいいかっていうことについては、また考えていただいて、いただきたいと、営農センターについては一緒になって考えてまいるといことでもあります。もちろん農業委員の方も一緒になって検討いただくという中で、まず、そのものを考えていくのが先ではないかなというふうに思うところがございます。

○3 番 (松澤 文昭) 私が聞きたいのは、今言ったことはそのとおりなんですけど、例えば、これから農事組合法人みなかたが農地あるいは農業を守る事業をやる、今までの作業受託から違う事業に展開をしていくということになりますと、今言ったように遊休荒廃地だとか、それから、そういうものも含めて作業受託をしていくという形になってくるわけですね。そのときに、そのときに、もう農事組合法人みなかたの法人だけでいけば、本当に圃場が大きくて、そして効率のいい土地しか受託をしないと思うんですね、みなかたとすれば、そのときに村として、村として、やはり全部の耕地を守って、そして美しい村を守っていくんだという方針にするのか、あるいは線引きを

して、線引きをして、そしてここだけ、この農地は守るんだっていう形の方向づけにするのか、あるいは、もう、そんなことは助成もしないよと、そういうことの中で農事組合法人みなかたの方針だけに委ねるのかと、このところはね、私は非常に大きな中川村の方針の岐路に立つと思っているんですけれども、そこら辺の考え方についてはいかがでしょうか。

○村 長 やっぱ農地は——農地はというか、農地は所有者のものっていう原則があると思います。所有者がやって、その農地があって、耕作者がいて、集落があって、全体として中川村の景観を形成していると、こういうことだと思いますので、その一部あるいはかなりの部分で荒廃化されているっていうことになると、恐らく状態的には美しいものではないだろうし、そこからいろんなけものも出てきて、また農作物を荒らす、そして、それがまた耕作が大変になって嫌になってしまうという、こういう悪循環にならないためにもどうしたらいいかっていうことについては、村がその線引きをするとか、ここはこういうふうにしましようっていうことでは、ちょっとかなり大きな話になってしまうかと思うんですけど、やっぱりそれは、まずですね、集落ですとか地区営農組合というのがあるはずですので、そこら辺のところとどうしていくんだということを、その地区のですね、やっぱりまず考えていただくうちゅうことだと思います。村とすればですね、全体的に良好な状態で農地が農地として維持できていった上で、このいい風景というか、農村風景が維持できるということが一番いいわけでありますので、それ以上のことはちょっと申し上げられないんですけど、その話をまずやった上で、じゃあどうなんだと、そうしたときに、実際の受ける、今のところ受ける部隊であります受託作業を中心になってやっているみなかた、これではどうも受けられないという話になったときにですね、じゃあ、そうしたらこの農地についてはどうしてこうっていう別の方法が考えられると思いますので、村としてどうかというふうには、まず、こう質問をいただくんですね、そういう原則的なことしかちょっとお答えできないかなというふうに思っています。

○3 番 (松澤 文昭) その答えでいくと、もうね、あくまでも農事組合法人みなかたの方針にお任せよっていうことになるんですけれども、それだと、もう、さっき言ったように、もう基本的に効率のいい、それから、とにかく作業性のいい土地しか、絶対、農事組合法人みなかたは受けないと思うんですね。村のほうで幾らかでも助成する気持ちがあるよっていうことになれば、また考え方は違ってくると思うんですけども、そこらも含めて、方針は、もう農事組合法人みなかたに任せるんだよっていうだけの方針でいくのか、そこら辺の、ちょっとした私の考え方とのずれがあるかもしらんけれども、そこら辺の考え方はいかがでしょうか。

○村 長 その地域を良好な状態で守っていくという議論——議論というか、全体のところと、農地を農地として守りながら、そこで生産を上げて維持していこうっていうことは、ちょっとまたずれてくる場合があるかと思いますが、ちょっと私の段階では原則しか申し上げられませんが、このお話についてはですね、前に質問をいただいたときにお答えしたような気もしますが、中川村について言うと、特に山間地

の南向地区、片桐には全くないとは言いませんが、作業効率の悪いと思われる水田ですとか畑地はあります。あると、多くあるというふうに思っておりますし、それが荒廃化しているのは、そればかりじゃなくて、離農と申しますか、離村をされた方の所有地がですね、そのまま放置されている部分もあることは承知をしておりますので、これについてはですね、どういうふうに守っていくか、耕作についてどうするのか、あるいは、その農組のみなかたがですね、やっぱり作業受託をしていくんだということになったときには、じゃあどういう作業受託がいいのか、作業受託だけじゃなくて別のものを、先ほども何度も申し上げているとおりでですけど、こういう作物はつくれないだろうとか、そういう観点の中で総合的に判断をしていただく中ですね、やはりこれをやっていくにはどうも多少のところでも村から支援が欲しいんだということになった場合にはですね、それはまた次の段階で考えるということで、原則論しか申し上げられませんが、そういう考え方です。

○3 番 (松澤 文昭) 原則論のほかに、今話があったように、もう少し詰めていけば村としても考え方があるっていう答えでいいんでしょうか。

○村 長 あのですね、今やっぱり作業受託だけで、水稻作業がどうだっていう、これに終始していると思うんです。私、言っているのは、その水稻作業でも、例えば機械利用っていったら、もうちょっとあると思うんですよ。例えば、もうちょっと小っちゃい、例えば田島で動いているような90馬力とか、ああいうふうじゃなくて、もう少し小さいコンバインもあるだろうし、作業的には、代かきっていうんですか、耕起をしたり、田植えもそうだと思いますし、そういうトータルの中でいろんなところで検討していただく、そういう場合には、今、現有農家も機械を持っておりますので、そういったものをコストを下げるために一緒に使えないだろうかという議論、それから、もう一つは、やっぱり、ここは水田として維持していくとしたら非常に難しいので、難しいとしたら違う作物をどうだろうかという、そういうことまで含めてですね、トータルで、農事組合法人みなかたもそうですけど、まず地区営農組合、農業者、所有者、集めて、集まった中ですね、その地区の農地をどうするのかっていう議論が最初にないと、村としては何とも言えないし、その延長の中ですね、必要だということになれば、それからやっぱり考えるという、そういうことだと思います。

○3 番 (松澤 文昭) 私は、その協業組合の、その受託のことは、それは、もう経営の中で差し引きにすれば絶対に差し引きゼロになりますので、そのことを言っているんじゃないで、農地の、農地、農業をどういうふうにするかっていうところの観点で物事を言っていますけども、ちょっと原則論のところでの話になりますので、次の質問に行きたいと思うわけでありまして。

人口減少時代となりまして、地域経済の縮小あるいは高齢化等によりまして集落単位での地域コミュニティの維持が次第に困難になってくるというふうには私は考えております。地域コミュニティというのは、地縁団体が主な担い手であったけれども、社会経済や環境が変化することで多様化したり地域限定ではなくなったりと形態が変わってきておるといふふうに思っております。地域コミュニティは、個人、家庭と

いった私的な範囲よりは大きく、自治体といった公的な範囲よりは小さく、地理的な範囲、公共性とも中間的なものだと私は考えておるわけでありませう。

地域コミュニティーが果たす役割は、1つは生活に関する相互扶助に関する機能、2つ目は伝統、文化等の維持に関する機能、3つ目は地域全体の課題に対する意見調整、4つ目は地区作業、結等の活動が考えられるというふうに思っておりますけれども、要するに地域コミュニティーというのは行政の補完機能を担っており、世代間の交流の場としても重要な機能を果たしているというふうに考えております。

しかし、人口減少時代となり、地域経済の縮小、高齢化等により地域コミュニティーの維持が次第に困難となってきたというふうに考えております。この地域コミュニティーが集落単位で維持できなくなれば、地域の活力がなくなってしまう。生活に関する相互扶助、伝統、文化の継承、地域全体の意見調整等は区等の組織に担っていただくわけでありませうけれども、集落における地区作業等のマンパワーの低下が懸念をされます。

先ほど農事組合法人みなかたの構成員のところでは建設会社等にも参加してもらったということをご提案したわけでありませうけれども、この地区作業等のマンパワーをこの農事組合法人が担えば地域の集落コミュニティーの低下が防げると、要するに建設会社等にも地域の地区作業等に出てもらおうと、あるいは土日じゃなくて普通の日にやってもらおうということも含めてやってもらって、そして村として助成をしながらということも考えれば、地域のマンパワーを補えるんじゃないかと私は考えておるわけでありませうけれども、そこら辺を含めて村長の考えをお聞きしたいというふうに思っています。

○村長 まずですね、農事組合法人みなかたの構成員に建設会社に入ってもらおうという、構成員についてちょっとご質問をいただいたんで、構成員に建設会社自身になる、今の農事組合法人ですけど、構成員になれるか、構成員ってというのは、その出資をしてという意味で考えたときになれるのかなあというのが、まずちょっと疑問に思ったので、そういう可能かどうか、まずそのことを考えるのが先かなあというふうに思っています。農事組合法人については、何度も言いますが、生産の協業を図ることで生産性を向上させていくと、組合員の共同の利益を増進するということがありますので、このことを第一に農事組合法人は考えていただくべきかなあというふうに思います。

地区につきましてはですね、行政が本来負担しなきゃいけないんだと思うんですけど、村道ののり面の除草、場合によっては生えている木を、何度も質問等もいただきましたが、そういったものの伐採、国県道のそれも含めて、地区によっては河川内の除草もやっていただいているということについてでございます。これについてはですね、慣例という言い方はありませんが、地区に対しましては何かのお礼——お礼っていうか、支援ということで毎回地区費の中に、育成費というか、その中に入れて支援をさせていただいておるところでございますけれども、作業がですね、次第に負担になってきているんだという現実もよくわかります。本来行政がすべきで、地

区では手に負えない、そういう作業については、そのほか請け負うに足る組織、団体があるのか、果たしてどのくらいの作業を請け負うことができるのか等を含めて検討しなきゃいけない時期も来ているのかなあというふうな気もいたしておるところでございます。

○3番 (松澤 文昭) 私の地区をこれから10年後を見たときも、本当に若い人たちがいなくなるなっていうような感じは持っております。そのときに、今までやってきた地区作業が果たして本当に維持できるのかなあというような危機感是非常に持っております。やはり、そのときにうまく、マンパワーだけではなくて機械をうまく使った作業ができれば、少しでもその部分が低下するのかなと、それから、あわせて、今、中川村でも人を呼びたいという気持ちはあると思うんですけども、地区作業が多過ぎれば、やはりその入る方たちもなかなか村に入ってこないというような現実もあろうかと思うので、そこらも含めて今後の対策が必要かなあというふうに私は思っております。

それで、先ほど言った建設会社と農事組合法人の関係のことについても、それは趣旨とすれば私は入れると思っておりますし、それから、あわせて、そういう直接村に対していろんな部分でその地区の作業についてお願いをするよりも、その農事組合法人を、あるいは通してやって、すぐに作業をやってもらうというような部分ができれば、そういう部分ではうまく機能するのかなと私は考えておったんですけども、そこらを含めた考え方はいかがでしょうか。

○村長 やっぱり原則は地区にお願いしているところの村が本来管理をすべきところ、村だけじゃなくて国県道、国や県の管理すべきところを、地区がその日常生活の中で、特にそのところを集中的に使うという言い方もありませんが、そういうようなことを前提にしてご理解をいただいた上で作業をしてもらっているという認識がありますので、あくまでも、その原則の中です、今、建設会社等にこの作業をお願いしたらどうかということは、農事組合法人を通じてというふうにおっしゃいましたけれども、ちょっと違うんじゃないかなと私は考えておりますが、このところのやり方についてはですね、新しい総代さんといいますか、だんだん代表もかわってまいりますし、従来のようにはいなくなるのかもしれない。そういうこともちょっと議論しながらですね、村として、やっぱりこれをどうするのかという前提を考えていく、そういうことだと思っております。

○3番 (松澤 文昭) このことについては、かなり重要な課題になってくると思いますので、やはりマンパワーの低下をどういうふうに防ぐかっていうことは非常に重要なことだと思っておりますので、村として、ぜひとも方向づけをしてもらいたいなと思うわけでありませう。

それでは、引き続いて片桐と南向の両地区営農組合の一本化についての構想と課題についてお聞きをしたいと思うわけでありませうけれども、この集落営農法人の法人化につきましては、中川村の農業、農地を将来も維持、発展させるために集落営農の法人化の検討が開始をされて、最初は片桐、南向、両地区営農組合の一本化及び機械利用部の法人化が提案をされたわけでありませう。その後、開催された集落懇談会で



は、片桐地区より、集落農業法人の地域ぐるみで農地を保全し、荒廃化させないための受け皿となる組織は必要であるとの認識はあるものの、片桐、南向、両地区の営農組合が一本化することへの疑問が多く出される中、営農センターで当面一本化は困難であると判断されたというふうに理解をしております。

先ほど申しましたように、共同出荷経理にかかるコストは、片桐、南向、両地区が一本化になってもほとんどコストは変わらないと思います。

また、今後、片桐地区でも地域経済の縮小、人口減少、高齢化等さまざまな課題が出てくると考えます。

法人組織が担う役割は、農業、農地を守るだけでなく、住民生活を守り、農地、農業を守り、景観を守り、先ほど申しましたように地域コミュニティを守るといような重要な役割を将来になっていくということが考えられます。当面、両地区営農組合の一本化は困難であるとしても、中川村の将来のためにも両地区営農組合の一本化が必要だというふうに考えておるわけでありまして、そこで、片桐、南向、両地区営農組合の一本化についての構想と課題について村の考えをお聞きします。

○振興課長 一本化の件につきましては、平成26年度から営農センターを中心に集落営農、法人化の検討を進めてきたということでありまして、この検討の初期段階においては、まず南向・片桐営農組合の一本化と、あわせて法人も一つにするという案がありまして、懇談会等で農家のほうに示してきたところでありまして、その後、検討委員会や懇談を重ねる中で両地区の法人の一本化は難しいという意見をたくさんいただいたところもあり、再検討した結果、28年の1月には地区営農組合の一本化については現状維持、法人化については南向地区を先行するということと、片桐地区については検討を継続していくという結論を得ております。

現状から判断しますと、片桐地区の法人化の検討は引き続き継続をしますが、当面は今の体制を維持していくということにはなろうかと思っております。

営農組合の一本化という構想自体は、村の農業振興機構のあり方の可能性として、この件については可能性として持っていきたいと、また今後の検討の材料としてこの部分を持っていかなければいけないというふうに考えております。早急には一本化というわけにはまいらないかと思っておりますけれども、その可能性については引き続き持ち続けたいというふうに考えています。

○3 番 (松澤 文昭) もろもろの課題があることは私もわかっておるわけでありましてけれども、ぜひとも、この一本化についても前向きに検討する中でいい方向づけになっていけばいいかなと思っておりますので、そんな点、今後ともよろしくお願ひしたいと思っております。

次に、次の企業版ふるさと納税に関する取り組み状況についてお聞きをしたいと思うわけでありまして、このことにつきましては9月の議会でふるさと納税に関する質問の中で企業版のふるさと納税についての質問につきましては時間切れとなつてしまいましたので、改めてお聞きをしたいと思うわけでありまして、御承知のように、企業版ふるさと納税制度は、企業が地方自治体に寄附した場合、寄附金の

30%が法人住民税などから控除されます。したがって、寄附したことで課税所得が減ることと、寄附金の30%は納税したことになるという2つのメリットがあり、今後、より多くの企業がふるさと納税を通じて地方自治体を支援するようになると思われま

す。  
昨年9月に前村長にこの質問をしたところ、その答弁の中で前村長より「企業にとっていいなと思ってもらえる企画までつくれるか、ハードルが高い制度だが、まずは中川と御縁のある企業を洗い出して、その中で可能性のあるところがあるのか、ないのか、あったとしたらいい評価ができるような企画が考えられるのか、その上で取り組む検討の余地はある。」との答弁がありました。

そこで、企業版ふるさと納税制度に対する取り組み状況について、どのような取り組みをしておるかお聞きをしたいと思うわけでありまして。

○村 長 今、議員おっしゃられたとおりになんですけど、企業から見たメリット、これについては、寄附額の3割に相当する、3割程度と言ったほうが正しいかと思っておりますが、額の税額控除の特例の措置がされること、それと現行の地方公共団体に対する法人の寄附にかかる損金算入、この措置による軽減効果、これも3割近いようでありましてけれども、これと合わせて寄附額の6割に相当する額が軽減されるというメリットがあるということ、それと寄附額の下限を10万円からというふうに低目に設定していることが非常にお得ですよということで、国としてはこのものを進めていきたいというふうな考え方でおるわけでありまして。

現状について申し上げますとですね、29年度はどうなっておるのかということとはちょっと私のほうでも把握をしておりませんが、28年度のその認定事業自体は157事業所で、事業費が全部で126億円だったそうでありまして。

ことしについてですけど、村は前村長がお答えしたとおりでありますけど、縁のある企業について、こういったことがうまく取り組めないか洗い出しをしていくということでありまして、そのことを私が引き継いだわけでありまして、具体的には、まだ話は進めておりません。もちろん、企業から見るとですね、この中川村にこういことで寄附をすることによって、企業としての社会的な名前が出たりすることを、それを世間に知らしめることができる、それに足るような地方創生の中川村の取り組みがあるかどうかということ、この企画がされていくということが重要でありますけれども、私どもとしてはですね、まだ洗い出し、この企業はということとは前村長から、1つの企業でありますけれども、お聞きはしておりますけれども、まだ具体的には検討をしていないということでございます。

○3 番 (松澤 文昭) この質問は今年の9月に行ったわけですね。そのときの答弁の中で、先ほど申しましたように「取り組む検討の余地はある。」と答弁があったこととありますが、今話を聞くと何か取り組んでおらないように聞こえるんですが、そこら辺を含めて、どうでしょうか、そこら辺のところは。

○村 長 やっぱ、これ、地方創生の事業の中でですね、メニューとして持って、中川村が

こういうことをやると、このために、何ていいますか、その財源という言い方はないんですが、そのために企業の皆さんぜひ力を貸していただけないでしょうかという、その相対があって初めて成立するものだと思いますので、その何ていいますか、結局、そういう取り組みができるかどうかということだと思えます。企業から見た非常にメリットがあるような、魅力的などいいますか、そういう地方創生のメニューが用意できるかどうかというのを企業側にとっても寄附を踏み出す大きな要素だと思いますので、今の村の中では、ちょっとそういうメニューはつくっていないという判断をしておるところであります。

○3 番 (松澤 文昭) 私は、そのところが非常に重要だというふうに考えておるんです。中川村としてどういうこと、どういうビジョンをやっていくかっていうところがあれば、それに賛同する企業ももちろん出てくるだろうし、そのビジョンがないからこそそういう取り組みができないだろうというふうに私は思っているんですけども、まずそここのところ、中川村はこういう方向でいくんだっていうビジョンがあって、それに対して企業からふるさと納税の寄附をいただくという考え方にしないと、どうもこう、村の活性化につながっていかないんじゃないかなというふうに私は思うわけがありますけれども、そこら辺の考え方はいかがでしょうか。

○村 長 ビジョンがないというふうにおっしゃられましたけど、地方創生に関しましては、まち・ひと・しごとの総合戦略にありますとおり、分析の中でですね、まず第一に村がやらなければならないことは、こういう地方創生の事業でやろうということで、これについては幾つかあるっていうか、子育て、特にですね、子育て支援に特化した、あるいは、もちろん関連しますけれども移住、定住に特化したようなふるさと創生の施策を中心にそろえておりますので、このことを中心にやっておる中では、企業の皆さんから見たときにどうなのかなあというふうに思っておる、私の感じだけかもしれませんが、そういうことであります。

○3 番 (松澤 文昭) 何ちゅうかなあ、確かにまち・ひと・しごと創生のこういうビジョンはあるんだろうけれども、それは各市町村がすべて押しなべてやっていることなんですよね。そうじゃなくて、中川村がそのことを達成するための戦術、戦略として、こういうビジョン、これは中川村独自のもので、そして、このことをやるから企業の皆さんお願いしますよって、こういう発想が私はこれからの中川村の地域の活性化につながってくるというふうに思っているんですけども、そこら辺はどうでしょうか。

○村 長 発信力が弱いということかもしれませんが、企業に協力をいただくっていうときにはですね、発信力もさることながら、やっぱり企業から見て、その中川というところがこういうことをやっているんで、自分の企業のイメージアップにつながる、イメージアップであり、全国的にこういうことで、ああ非常に有力企業だと、つまり社会貢献を非常にしていると、そういうそのつながりがイメージとしてつながるものでないと、恐らく企業は乗ってこないだろうと思うわけでありまして、そういうその戦略の中にですね、ちょっと入るよ、今のところ入る余地がないと——余地がないというか、ちょっとそこまで想像が広がっていないということになるということでもありますけれど

も。  
○3 番 (松澤 文昭) 私は、ちょっと前、ちょっと何度か、ちょっと記憶にないんですけども、前ちょっと、三遠南信自動車道があきます、それからリニアがあきますと、もう10年後には、そういう形、そういうものがあくんですよと、そのときに中川村に人と物の流れをつくるようなビジョンが必要じゃないかっていうことを話をしたんですが、そのときの答えの中にも、やはり中川村には総合計画があるから、それにのっとったっていうような答えが返ってくるんですが、私は、それだけでは、この中川村の活性化につながらないなあというふうに思っております。やはり、その総合計画を、総合計画を達成するために、どういう戦術、戦略を組んで、このことだけはどうしてもやるんだという部分があれば、その部分で中川村の地域活性化につながるんじゃないかというふうに考えておるわけでありましてけれども、あくまでも総合計画だとか、そういうことだけにこだわっていっちゃうと、中川村独自の本当の意味での活性化につながるようなビジョンだとか、そういうものが出てこないというふうに思っているんですけども、そこらも含めて考え方はいかがでしょうか。

○村 長 村として大事なことは、やはり総合計画であり、今何をしなければいけないのかっていうことは、人口減少の中で、あるいは将来的に少子化がなってくる中で、先ほども議論でもありましたけれども、農業を中心とする村がなかなか維持できない、地域も崩壊してしまうんじゃないかということ、人口減少と担い手不足、少子化ですから、そういう面でいったら、その今ある計画、まち・ひと・しごと創生の総合戦略を、当面31年までですけど、5年間の事業の中でこれをまず達成していくことと、次から始まる10カ年の基本計画をきちんと立てると、10カ年の基本計画の中にですね、その将来的には、三遠南信自動車道も開通をすれば物流を中心して大きな流れが来るだろうということもありますし、将来的に、そのリニアの長野県駅ができて、そうなりますと、やっぱり、何ていいますか、関連する人口、人の流れも大きく変わるだろうと、そういうことは、次の10年の基本計画の中でですね、やはりきちんと見ていく必要があると思っておりますので、そういう点で、そのビジョンとしては入れていくことは当然あるというふうに思います。ただ、企業の、いわゆるイメージアップをしたり、村がですね、外に向けて発信をしていって、将来こういう、今こういう中川村があるんですよっていうことをですね、今のそのふるさと納税というものも、企業版のですね、ふるさと納税というものも当て込むという言い方はありませんけれども、そのことに対して企業さんにどうでしょうかということ発信していくときに、ちょっと今の中では、イメージとしてですね、持っていないということでもあります。

○3 番 (松澤 文昭) 私は、このことは非常に重要なあと、これから中川村が10年後にはどういう村になっていくかっていうところの考え方の中では、やはり今のリニアの開通だとか三遠南信自動車道の開通によって本当に人と物の流れが変わるんだよと、それを中川村に呼び込むような、それだけに特化したようなプロジェクトを組んで、そして中川村の地域の活性化につながるような方向づけをするっていうことは重要なあというふうに思っておるんですけども、この議論をしておるとかなり長くなく

なってしまうような気がしますので、ちょっとそのことだけ聞いて一般質問を終わらせていただきたいと思いますけれども。

○村 長  ちょっと私もお答えをしながら議論に参加させていただいておったら何か質問の趣旨とちょっとずれてしまったかなという気はしますが、いずれにしてもですね、今、私も言いましたとおり、将来的な10年先を一つの区切りとして、それまでにどうやって村を位置づけていくのかっていうのは、これからの計画の中には当然、それまでにどういう村づくりをしていくかっていうことになりますので、当然そういう視点も見据えた視点が入ってくるんだらうなと思っておりますし、それはしていかなきゃいけないだらうなということも思っております。

  企業版ふるさと納税とはちょっとずれますけど、私がいう中で、例えば、前に言っておりましたとおり、美しい村、中川村には、そう大きな観光地はないけど、いろいろな資源があると、こういう資源を、外のっていうか、全国に発信をしてですね、こういう資源を維持し守っていくためにいろんな基金をつくっていききたいというふうなことを申し上げました。もちろん、この中には、個人でももちろん、できれば企業でも賛同いただければですね、基金のようなどころに応じていただけるってことがあれば、それはそれでありがたいと思っておりますので、その方法については、まだこれからどうしていくんだという議論をするところでもありますので、ぜひ、そういう目で見ていただきたいというふうに思っております。

○3  番  (松澤 文昭)  以上で質問を終わりにします。

○議  長  これで松澤文昭議員の一般質問を終わります。

  ここで暫時休憩とします。再開は午後1時ちょうどといたします。

  [午前11時30分  休憩]

  [午後  1時00分  再開]

○議  長  会議を再開します。

  休憩前に引き続き一般質問を行います。

  9番  村田豊議員。

○9  番  (村田  豊)  私は、さきに通告をしました3問をお聞きしたいと思いますので、1回に2項目くらい質問をさせていただく場合もあると思いますが、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

  施設の改修計画につきましては、29年度の4月の全協の中で、こういった公共施設等総合管理計画が村のほうから提示はされました。これについて、30年あるいは40年以上経過した施設があるわけですが、どのような具体的な検討を進めるかお聞きをしたいと思います。

  1点目としては、統廃合についてどう検討していくのかということを含めて、県下の町村が施設の縮減に向けた数値目標を設定しておりますが、中川の場合には、そういった数値目標が出されていません。これは、次の3番(3)のところでお聞きしたいと思います。町村によっては既に相当細かく、一年間かけて細かい目標数値を出して、年度等々を出して示しておるところがあるわけですが、中川の場合、

そこまで行っていなくて、数値目標でなくて、ただ計画書だけ出されたということですが、なぜしなかったのかということをお聞きしながら、その点はどういうことでそこまでしなかったのかということをお聞きしたいと思います。

  特に、中でも文化センター周辺の施設については統廃合が必要だというふうに考えるわけですが、具体的に進める時期ではないかと思いますが、いつごろから進められるのかお聞きしたいと思います。

○教育 長  一体施設のうち歴民館周辺の建物は昭和53年～57年にかけて、また文化センター、図書館などの建物は平成9年の建築であります。このうち歴民館周辺につきましては、高齢者創作館、青年・婦人会館、武道館は昭和53年、また歴史民俗資料館、それから弓道場は昭和56年など、ほぼ同時期に一斉に建築をしております。

  議員ご指摘のとおり老朽化も進んでいるため、今後の施設維持費用を含めて長寿命化計画の必要を感じているところであります。

  ただ、現在、武道館等、ほぼクラブ活動や部活等に毎日使用されているような現状でありますので、その統廃合ということにつきましては、現在のところ、まだ認識はしていないところなであります。

  歴民館につきましては、展示室が2階で高齢者などの来館に不便があるということとは課題として考えております。それらに対応すべく、施設全体の長寿命化を施設ごとではなく周辺一体整備と捉えて検討していく必要を感じております。現在の周辺一帯の整備を検討する際には、人口減少時代ではありますが、充実した文化施設の維持を将来にわたって行えるよう検討していきたいというふうに考えております。現在の第5次総合計画、あと2年と少しでありますけれども、その間に方向性を検討し、次の第6次総合計画には、その方向性が示せるようにしていきたいと考えております。

○9  番  (村田  豊)  わかりました。

  それでは、最初に言いました、これ総務課のほうの関係だと思っておりますが、全体の数値目標をなぜ設定しなかったのか、その辺をお聞きしたいと思います。県下ではない町村がどのくらいあるかというようなこと等も新聞等で報道されておりますが、近隣では箕輪町、豊丘、駒ヶ根等もしていないようですが、具体的に松川だとか中野市だとか安曇では1年前に数値目標なり各施設の検討まで進められておるということですが、その辺はどんなふうになっておりますでしょうか。

○村  長  この公共施設の長寿命化といいますか、将来にわたってのその利用をどうしていくかっていう計画の中では、まず長寿命化ありきでもってですね、どういうふうに考えるのかということがまず第一でありまして、そのことをまず第一にしておるところでありまして、じゃあ、それを統廃合してですね、将来どういうふうにするのかということまでは特に求められていることではなかったものですから、そこんところは、現在ではやっていないということでもあります。

○9  番  (村田  豊)  それでは、次の②のほうですね、小学校の児童の減少が、児童数の減少が10年後前後に非常に少なくなるということであるわけですが、学校等々についても、そんな点を含めた、先走って言うてはいかんと思っておりますが、統合の検討等々は

具体的にいつごろからされていくのか、どのような考え方なのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○村 長 まず、村はですね、今なるべく人口が減らない——減らないというか、その鈍化をさせていこうっていうことで今計画をして施策を打っているところでございます。村の将来人口の推計に基づきまして移住・定住策を考えておるところでありますし、中組住宅も、もちろんその一つであります。ほかの地区にもですね、住宅の建設をここにというような声もあるわけでありまして。南向地区に限らず、片桐にも分譲地等も予定しておるのは議員も御存じのとおりかと思っております。

現在のその小学校については、もうわかっているんじゃないかと思いますが、改めて申し上げますと、東小学校の減少、非常に激しいところがあるわけでありまして、今のところ在籍で120人、西小学校につきましては157人の合計で277人の小学生がおります。この将来どうなっていくかという人口のシミュレーションも、多少、私も見たんですけど、何を手を打たないわけではないし、いろんなところで人口減少に歯止めをかける施策をとる中で、現時点ではですね、小学校の統合というのは考えていないということでございます。

どういう場合なんだったということなんですけど、このまま行くとですね、クラスに1人2人しかいなくなる、あるいは、その入学児童がゼロになると、こういうような状況が予測される場合、そういう場合だと思っておりますので、その段階でないと統合の議論は考えないと、その段階でどうするんだというふうに考えていっても十分間に合うと思っておりますし、その前に、やっぱり両小学校がそれぞれの地域の中できちんと、こう減る中でも存続するように行政としては施策を打つと、これがやっぱり最終的にはその地域の維持にもつながることだと思っておりますので、そういうふうにはやっていこうと思っております。

○9 番 (村田 豊) 考え方はわかりました。

それでは、次の③のところなんですけど、具体的に早急の対応が必要な望岳荘の耐震改修が考えていかなきゃならないというふうに思います。施設のリフォームや大幅な施設改修が、当面大きな、これ、課題だというふうにも、その場合は思います。風呂を直して、すぐこの問題に取り組まなきゃならないということなんですけど、この数値目標をつくる時にとられた県下の具体的に数値目標を出した町村については、松川町にしては、1年前に具体的に立てて、ことしの春、すべて各施設の劣化状況や運用費用等々、簡易評価を既に公表しております。また、中野市においては、具体的にやはり計画を作成して、ことし公表をして、公共施設の再配置等々の取り壊し等の計画も公表しておると、安曇におきましては、具体的な第三セクター等々につきましては、廃止をするのか解体をするのか、施設ごとの方針を示して、この中で10年後15年後には30%以上の床面積を少なくしていこうというような数値目標が出されておりますが、そのことをここに、各町村の宿泊・入浴施設情勢は譲渡、廃止の考えでは耐用年数等々の中で検討を進められておることであるわけですが、望岳荘の場合については、今回バイオマスの検討がされております。これは大きな改修の一部分だとい

うふうに私は考えるわけなんで、全体の改修を考えたり耐震を考えていながら、その中のバイオマスのボイラー、まきボイラーですけど、導入をどうするかっていうことを検討していく必要があるだろうというふうに思うわけですが、この点についてはどういうふうに今後進めていくのかお聞きをしたいと思います。

それと、また、こういった大きな施設の改修については、総務省のほうから公共施設等適正管理事業推進事業債の活用というようなことがうたわれておるようでして、半分は、事業費の90%が充当でき、半分は地方交付税の対象になるというような事業債のようなんですけど、こういったもの等々の検討をしながら、含めて進めていける施設等の改修の計画を立てていくことができる部分があるのか、あわせてお聞きしたいと思います。

○村 長 公共施設、特に宿泊・入浴施設は、譲渡、廃止が、ちょっとご質問の文面を読ませていただく中で、譲渡、廃止を進めておるところがあるんですけど、望岳荘についてはどうかというふうには私にとってはとったものですから、まず望岳荘の果たしている役割については議員も御存じのとおりだと思いますし、これから、もしかしたら、10年後の三遠南信自動車道の全線開通ができればいいんですけど、ですとか、リニアが県内駅ができる、そういう中で大きく、その観光人口っていいですか、交流人口の動きが変わる中で、そういう面でもまず捉えていく、いったときに、あの望岳荘の位置づけはどうかという議論をした上で十分間に合うと思います。縮減どうのこうのっていうことは、そんなような考え方でおります。

私の中では、今のところ、その縮減していったらというようなことは必要ないんじゃないかと思っておるわけでありましてけれども、先ほど木質ボイラーも検討しておるようだがということでありましたので、これは再三議会等でもお答えをしてきたとおりでございますが、木質バイオマスを入れていく、これは望岳荘の施設だけの問題ではなくて、地域のエネルギーを、やっぱり再生可能エネルギーをどうやって使っていきながら、例えば、もしかしたら里山の整備にも役立つかもしれないし、小さいけれども、その中で回せる、経済にも影響があるんじゃないかということと、どうせだったら、主たるエネルギーにはなりませんけれども、なり得ませんが、補助エネルギーとしてでしかないかもしれませんが、多少なりとも、そのお金をですね、オイルマネーとして中東のほうに渡さないという言い方はありませんが、流さないような仕組みを今していこうということで検討しております。導入と、あわせて耐震ということで、もちろん考えておる、考えていかなければならないことではありますけど、これにつきましては、まず申し上げたいのは、いろんなその整備の中で、順序というものもありますし、その中で多額な投資を必要としてまいると、だろうというふうに思っております。ですので、先ほど議員おっしゃったように公共施設を整備をしていくときの起債、こういったものが該当になるかどうかも含めてですね、検討しながら、できれば任期の中でめどをつけたいなど、今そういう段階でありまして、これをすぐというふうなわけには、ほかの事業との兼ね合いがございますので、いかないだろうなというふうに思っております。

○9 番 (村田 豊) 具体的に記載等々の内容等も細かく検討していただいて、有利に扱える部分があれば、やはり有利に扱っていくことが大事だと思いますので、その点は、進められるところは進めていただきたいと思います。

特に番号振ってなくて丸印の中で、改修施設の経費の軽減策として太陽光発電や木質バイオマス事業等々で具体的に検討をされている部分があるのか、どうなのか、望岳荘はそういうことですが、私は、まきボイラーに対しては非常に首を傾げるところです。例えば、県で具体的に60億円かけて、落葉樹含めて、木材の里山整備を含めた中で、具体的な県で施設をつくりました。県で半額費用を出して実施をしましたが、これも、塩尻につくられたものだと思いますが、信州Fパワープロジェクトというのですが、建ってきて、ある程度経過した中では、非常に落葉樹が供給不足だと、木質バイオマス等については、端材と落葉樹を集めようと思っても、集める供給が全く少なく稼働ができない状態だということ等が報道をされておりますので、そこらところを十分継続していけるような、安くて継続していけるようなことを根源に置かないと失敗するんじゃないかなあというふうに思います。

そこで、私は、木質バイオマスの場合には、望岳荘も、ほかの場合も、ペレット、ペレットボイラーというものを考えていくことが必要じゃないかなあ、ほとんどスタンダードがそうであるわけですので、スタンダードなものでいかないと、里山整備してみても供給がされなかったということ、あるいはまた供給単価が非常に高いというようなことが出てきたときに、生産と経営上の導入したところは問題にもなるとも思いますので、その点はよろしく、検討の中では配慮をいただきたいと思います。

それから、望岳荘の場合、そういうようなことから含めていくと、特別委員会を設置していく、含めてですね、木質バイオマスボイラーの推進については特別委員会を設置して進めていくということが大事だと思いますが、その辺の考え方があるかどうかということと、木質、まきからペレットに切りかえていくような考え方があるのか、それともう1点は、太陽光発電の活用、公共施設へ今後そのくらい進めていくような考え方があるのかお聞きしたいと思います。

○村 長 まず大きな話題からちょっとお答えをしたいと思います、公共施設へ太陽光発電を、屋根に乗せるとか、いろいろなそういう方法があるかと思いますが、これについてはですね、一つ事業認可といいますか、計画をきっちりつくっていく必要がありますし、単に、その何ていいますか、単純につくってですね、売電してやればいってという話になるかどうかということもありますので、これはちょっと慎重に考えていかなきゃいけないと思っております。

それから、もう1点、その望岳荘には、むしろペレットストーブのほうがいいんじゃないかというようにお話かと思っておりますけれども(村田議員「ペレットボイラー」)失礼しました。ペレットボイラーね。両方の比較を実は、望岳荘へ仮に、主たるエネルギーではありませんけれども、補助エネルギーとしてですね、熱エネルギーになるんですが、入れた場合どうだろうかという比較は、ある程度もうしてありましてですね、やはりまきボイラー、ここで現地で調達してまきのボイラーを使っていったほうがい

いだろうという、そういう方向は出ております。といいますのは、そのペレットにしますと、ペレット燃料を燃料化して、そいつをまたこっちへ持ってくることになりまますので、一つはですね、そういう基地も要りますし、つくる所も必要なわけですが、今、その伊那市ですか、森林組合のほうでつくっているんですけど、そこでつくって持ってきて、それを燃やしてっていうと、熱量とするとどうなのかっていうと、やっぱり出せるものは、木を、まきを使ったほうが熱量は出ます。問題は、その灰の処理ですとか、そういう話になってきますので、そのことは議論をしていかなければいけませんけれども、既にですね、研究会を立ち上げていただいております、また、きょうの先ほどの一般会計補正予算の中でお認めをいただきました。これについては、具体的に入れていける仕組みとして、専門家、実際にやっている方をお招きしながら、現地を見てもらったりして、ちゃんと望岳荘の中に入れていくにはどうしたらいいか、まず仕組みを具体的に進めていこうという、そういう段階でございますので、前提としましたら、もう——もうと言いはありませんが、補助エネルギーではありませんけれども、まきストーブ——ストーブじゃなかった。すみません。まきボイラーですね、これでいくという考え方で進んでおるところであります。

○9 番 (村田 豊) 具体的に検討しておられるということですが、やはり議会のほうへ途中経過のことが伝わってきませんので、そのことは、こちらへ伝えていただくということも大事だと思いますし、私、先ほど申し上げましたような、特別委員会をそういうことにつくらないということで、専門家を交えて組織検討しておるということでの方向だしがされておるということですが、昨年度、具体的にコンサル、また一昨年も2回やったわけですが、その中から、それ以上のことはまだ聞いておらないわけですので、その点は議会のほうへ伝えていただくことをお願いしたいというふうに思っております。

それじゃあ2番目の問題ですが、中川の農業のこれからの取り組みの中で、やはり若い人たちが入ってくるということ、この定着をいかにさせるかということが非常に大きな中川の農業の力になってくるというふうに思いますけれども、これからどのように進めていくかということ等を含めてお聞きをしたいと思います。

特に転作が、国の制度が廃止されて自主対応ということにもなりますし、最近の農業収入の減収から、もうかる農業への諸施策を農家の皆さんに示さないと、どうしても農業離れが進む、若い人たちの農家を継承するということが非常に比率が高くなるということがあります。そういう点では、やれる人たちの集約化にどう取り組むかということも大事なことでと思います。

そこで、幾つか問題点と現状を経過の中で話をさせてもらいたいと思いますが、特に生産現場の中で、村長も当選される前は非常に現場で努力をいただきまして、ブドウの団地では2人ほどの若い人がことしから就業しております。それから、上の果樹団地の中では、やはり1人、ことしから春、就業しております、来年度、若い人たちが2人、ブドウを始めるというようなことで、具体的な設備投資等々についても動いております。そういう点では、生産から販売の流れの革新を図っていかないと、そ

ういう部分では技術革新の新しいものを導入するということが大事になるわけですが、やはり上部機関との協力で補助施策等を含めた方向づけということが非常に今必要になってきておるといことではないかと思ひます。

そこで、①としては、JA等との検討も含めた新たな流通体系等々を具体的に栽培体系のことを含めた中で進められないかということですが、これ、若い後継者が出てきますと、非常に資本投下費用が高くなっております。そういう点では、費用軽減策を進めなきゃいけないと思ひますし、新たな販売の検討ということも大事になってくると思ひます。

特に資本投下の面については、JAでことしの春からやっております「プラス10」という事業推進をしております。これにつきましては、特別費用の高くなる、これ、遠くから見せてもわからないと思ひますが、農協のほうで出した資料の中では、「プラス10」ということで、新しい品目については、例えばブドウの場合でしたら100、反当110万円くらいかかります。これ、75万円くらい農協のほうで補助しようということ、具体的に既にもう来春からスタートできるように棚を2戸が25aから30aくらいの棚を仮説をして、そして栽培を始めようということ、現在取り組んでおりますので、こういった農協の支援策等がありますので、営農センターを含めて積極的に検討しながら、やはり活用をしていくべきだといふふうに思ひます。

それから、販売の面では、バイヤーや量販店の直接取り引きしようということ、団地で大きなところについては、ある程度簡易選別して集めてくれれば、私ども受け入れますよということ等のバイヤーや量販店のほうから話があるわけですが、そんな点の検討を進めるべきじゃないかなあといふふうに思ひますが、これ、営農センターも中心になってということだと思ひますけど、この2点について最初にお聞きしたいと思ひます。

○振興課長 営農指導から販売まで、主にJAのほうで担っていただいておりますが、果樹などの贈答品やリンゴの木のオーナーなど、第5次の販売も増えるなど、多様な取引っていうものも始まってきております。

また、最近では企業においても生産部門、農業部門のほうを強化して営農指導から販売まで、また新しい技術なども指導しているところもございます。

既存のJAの出荷、個人への直接販売などに加え、企業等の新しい取り組みなども加えまして、多様な販売方法があるかと思ひます。これら有利な販売などを集めまして、安定した農業経営につなげていく必要があるといふふうに考えております。

新たな流通体系の検討につきましては、JAに加えまして企業や意欲ある農業者等も含めて検討していく必要があるといふふうに考えております。

○9 番 (村田 豊) 営農センターで積極的に取り組みを、言ってみれば、そういう部分の集中的に、やはり新しい人、全体のことも大事ですけど、そういう集約化した部分の人たちについては、そういった対応ができるような進め方を今後とっていただきたいといふふうに思ひます。

それじゃあ②のところ、営農センターを中心とした交流センターの検討がもう何

年も前から進められておりますが、なかなか実現をしてこないというのが実態だと、これ、皆さん、みんな感じておられると思ひます。これをどういふふうに進めるのか、いつごろまでに組織化をして、どう進めていくのか、やはり私は、運用方針とか活用方針、考えた中で具体的に検討していかないと、地についたものができてこないといふふうに思ひます。そこで、設立はどのくらいの時期までに進めるか、あるいはまた、私は、並行してこれについては具体的に、交流センターをつくるだけじゃなくて、交流センターをつくっても受け皿がないと具体的な活動はできないといふことだと思ひますので、受け皿となる生産者の組織をどのように組織づくりをしていくかということが大事だと思ひます。たとえてみますと、田切の道の駅の場合には、生産者が受け皿組織をつくるについては、飯島の町の中だけじゃなくて伊南全体の生産者の人たちに呼びかけて持ち込みをしてもらおうと、協力してもらいながら現在2億円近いものを売っておりますけれども、品目によっては100万円くらいの品目が月にあります。飯島の道の駅が一番いいのは、販売をしたものが即、ポストで全部個人のインターネットへメールで1日に3回、どの品物が幾つ売れましたよと、1日の最後には1日の集計をされたものが全部、あなたの品物は、この品目とこの品目が幾つ売れて幾らの金額になりましたよといふような、ポストまで利用してやっておりますので、やはりそういったシビアな販売の様子がわかるといふようなことをしていかないと、今後はやはり生き残っていけないだろうと思ひますが、このところ、組織づくり、生産者の組織づくりと交流センターの計画をいつまでに進めるかということ、この2点お聞きしたいと思ひます。

○振興課長 今までも交流センターの必要性といふのはうたわれまして、その都度検討を行ってきたところであります。その中で、まずは組織ではなく事業から進めるといったような動きで農家民宿の取り組みを手始めに行ってきております。農家民宿の開設数も18件となりまして、本年度現在、受け入れ人数も270人と順調に増加をしております。

また、美しい村にふさわしい農産物のふるさと納税の返礼品の検討も行われようと、これから行われようとしています。

観光、交流、特産品の開発等、中川村を売り出す組織として交流センター的な組織は必要といふふうに考えています。行政では行えなかった収益的事業や美しい村中川にこだわった取り組みの行える単一的な農業、中川農業的な組織をイメージしております。今までも必要性はうたわれながら組織化できなかったのは、それなりに難しさがあったかといふふうに思われます。組織化に向けて営農センターでさらに検討を進めていきたいと思ひます。

また、新たな組織を立ち上げるということになりますので、再度その必要性とデメリット、メリット等の検証も必要といふことで、今の段階でいつまでにいふところはちょっと名言ができないところでございます。

生産者の組織化につきましては、農家民宿の集まりですとか農業経営者会議等々、意欲のある農業者の皆さんにお声がけをするといふふうに考えております。

○9 番 (村田 豊) それでは、次の③のところは、下の(2)の②のところとダブリま

すので、そのところで質問をさせていただきます。

括弧の2のところでは若者が定着する農業への振興策をどう組み立て進めていくかということだと思えますけれども、やはり、もうかる農業の誘導対策をとっていくには、相当、営農センター等々を含めた中で具体的な指標を示していくということが大事だというふうに思います。技術の向上だけではだめだと、安定した経営ができるというような経営感覚も持たせながら農業に取り組むということが大事になります。ただ、やはりいいものを継続的につくりたいともうからない、例えば直売につきましても信頼を受けて長期間安定した販売ができていかないということがありますけれども、そういったことを具体的に営農センターで再度、ここで経営指標を示しながら若い人たちに、例えば日曜日の経営でこういった複合体系をとっていけばこれだけの精算額が上げられますよというようなことを示していくべきだと思いますけれども、その辺のところ、特に最初にある程度、営農センターの幹事の皆さんが検討して、あと委員や該当者への啓蒙で浸透を図って実践活動を図っていくということが必要だと思いますが、この辺のことはどのように取り組まれるか。

○振興課長 営農指導でありますけれども、これから農業者、農業を始められるという若い皆さんにつきましても、農業をするに当たっては、こういう経営をすると、こういう衆駅があるといったところは普及センターのほうでお示しができるというところがございますが、これから若い農業者の皆さんが入っていただくには、その農業者の方のライフスタイルというのにも必要かなあというふうに思っておりますので、これからは、その農業者が目指すライフスタイルに合わせて農業の指標のほうも示していけるようなものを、また営農センターの中でも検討していきたいというふうに考えております。

○9 番 (村田 豊) 具体的に普及所あたりが中心になってつくられますので、その辺は、よりその人たちに合った内容で検討して推進して行ってほしいと思います。特に、こういったことをやるには資本投下が必要になるわけですので、どうしても国、県、今回「プラス10」のようなJAの支援が必要になってくるわけですが、補助政策と同時に技術革新をどういうふうに取り組むかということについては、上部機関との連携というのが大事になってくると思いますので、そういう点では補助政策を具体的に取組んでいくことを進めて行ってほしいと思いますけれども、国へ来年度事業の中で新たなものが出てきておるかどうか、そしてまた、農業委員会との懇談の中で細かい点まで知らなかった、なぜそういうことが我々に伝わってこないのかということ等も補助政策等を含めてありますので、農地の転用や流動化だけでなく、農業委員の人たちのそこらの辺まで、やはり、ある程度、機会を見て話を一年に1回はしてほしいということ等もお願いしたいと思いますが、新しい補助政策が何か出てきておるかどうかお聞きしたいと思います。

○振興課長 新しい平成30年度の補助事業につきまして、過日、関東農政局の職員の方が見られますして30年度の政策のほうを、補助事業のほうの説明をいただいておりますが、今のところ新しいというものはちょっと目についていないというところがあります。既存のものをこういうふうに使えますよというようなお話をいただいております。

ますが、制度としては、ちょっと新しいものはないのかなあというふうにはちょっとお聞きをしたところでございます。

そして、補助事業の活用せずにもうかる農業というものができればよいわけですが、もうかる農業には投資も必要ということでありまして、補助事業の活用は有効であります。最近も大規模農家に担い手確保経営強化支援事業を活用しましてトラクターとコンバイン、田植え機、ハウス等を導入しております。

また、農家の要望に合った補助事業があれば、補助交付申請等の支援を行っております。

しかし、全額の補助事業はほとんどありません。そして、多くても2分の1の補助ということで、残りは自己負担になり、多額の負担を背負うこととなります。

なお、青年就農交付金につきましては100%の給付金ということで年間150万円給付されるわけですが、新規就農者7人の方が現在支給を受けまして、経営と生活の安定のほうには寄与しております。

農家自身も自分の経営状況を常に把握して、過剰投資にならないか、また将来の経営目標を明確にして、目標を達成するために何が必要なのかということ等を常々考えていただきたいというふうに考えております。

また、村のほうにもこんな意向があるんだよということを伝えていただきたいというふうに思います。国の状況によりましては、急遽新しい補助事業が出るといった場合もございますので、そういうものにすぐ対応できるということでもあります。

また、村での農業経営者会議の場ですとか、先ほどご指摘いただきました農業委員会の場におきましても、補助事業の紹介ですとか補助事業を受けるためのポイントの説明や農業者の意向を把握するような場を設けていきたいというふうに考えております。

○9 番 (村田 豊) 時間の都合がありますので、そのGPS利用「みちびき」の件につきましては、これは次回のときに送りたいと思います。18年度になると具体的に「みちびき」が活用されるということで、今10mくらい、人口衛星、気象衛星の誤差がありますけど、「みちびき」になると静止で5cmくらい、動いておっても12~13cmの確認までできるということで、農業関係でも非常にこれを使おうということが、トラクターを初めとして防除機の無人防除等々について出てきておりますので、若い皆さんは、こういうものをぜひ面積を増やすときには活用できるようなモデル事業がないかなあということ等も言われておりますので、これは次回のときにももう少し細かく、私、質問をさせていただきたいというふうに思います。

それじゃあ3番目についてですが、リニア中央新幹線の開業と開通後の取り組みということで、いよいよリニア工事が始まって、発生土の活用や将来を見据えた具体的な各地区ごと、下伊那等を見てみますと活動が始まっております。中川としてこれにどう取り組むのか、地域活性化のためにどう開通後に地域の生かす方策を考えるのかということが大事だと思います。この中で一番感ずるのは、3年半たちましたけれども、対策協議会、ほとんど、これとって、私としては実績が上がったことは少ない

なあとこのように思います。そういう点では、対策協議会は縮小して、新たに研究委員会か検討委員会をつくるべきだというふうに、そんな時期じゃないかなあというふうに思います。そんな気もして質問をしていきたいとしたいと思います。

特に発生土の活用を検討して進める方向ということで考え方をお聞きしたいと思いますが、半の沢地区の道路改良につきまして、現時点で県のほうではどんなような、JRではどこまで説明がされておるのか、それから、あわせてトンネルだけの土量では、あの半の沢のところの2車線化は、とても私は足りない、どうも聞いてみると20万、30万m<sup>3</sup>足りないということ等もお聞きしておりますけれども、委員会でどんなような検討がされておるのか、その土量はどのくらい必要なのか、言われておるかお聞きしたいとしたいと思います。

○村 長 委員会で、前回の委員会、10月の終わり、下旬だったと思いますけれども、そのときにこのお話が出ました。県としては、もとへ戻りますが、半の沢の橋の、現況の橋を新しくかけかえることは考えていないということのとおりでございます、できればですね、現在の橋の高さまで埋め立てをして道路をつくることを考えているようでございます。JR東海によりますと、2本のトンネルで出る土量については17～18万m<sup>3</sup>、含みを入れて20万m<sup>3</sup>と、こういうような回答が対策協議会の場でJR東海のほうからございました。それで盛り立てたとして、どういうことになるかといいますと、いわゆるロックフィルダムといいますか、ああいうような堤体のようになるということが考えられますので、そうすると沢筋のほうが大きく残ってしまうと、枯れたダム湖のようなものが残るのかなあというふうなことを考えていく、こういう可能性が非常に大きいということでもあります。

現時点ではですね、半の沢の埋め立てによる道路改良計画案についてJR、県等において検討されている段階ということで、まだ示していただいております。あくまで道路の盛り立てた土としての利用と、このようになりますがという長野県からの話がないと、先ほどいう沢筋をどうするのかという議論には、ちょっと進まないのかなあというふうに考えておるところでございます。

○9 番 (村田 豊) なかなか進んでいないようで、ちょっと歯がゆい思いがしますけれども、加えて半の沢の上部の盛り土活用ということも検討していくことが必要だというふうに思いますけど、その盛り土活用は可能なかどうかということ、それから、JR東海に聞きますと、現在の半の沢のところを埋め立てして2車線にするにしても、1本は橋、1本は道路にするにしても、ほとんど水平にしないと、こういう盛り込みではだめだということを言っておられますので、相当なまだ土量がいるということだと思いますので、私は、もし、あそこのところをずっと上まで水平に埋めるようなことを、JRと協議しながら、地権者と話をしながら進めていく考え方はないのかということ、JR側では、私、聞いてみたところ、具体的に水平になれば、なれば資材置き場とか車の仮駐車場、駐輪場っていうんですか、そういうものの置き場として活用させていただくことはJRとして考えておりますよということをおっしゃられるわけなんで、地権者と十分、JR側と話をしながら協議をして、ぜひ、埋め土にするの

か、仮置き場にするのか、そしてまた工事の、例えば仮置き場にするといったら工事の期間中だけそういった活用をしてもらってお金を生み出す方法を考えていくことも大事じゃないかと思いますが、そこらの辺はどのように考えておられるかお聞きしたいとしたいと思います。

○村 長 埋め土の、もし仮にそういう話になった場合でありますけど、あくまで、まず第一は、県がですね、あの橋として、橋にかわる道路の堤体としてのずりの利用で、仮にそれが先ほどどのような状態になってしまうとしたら、大雨が降ったときどうするのかといったときにですね、じゃあ埋め立てを、埋めさせてほしいということになるんでしょうけど、なったとしても、それは、やはり、まず第一に安全であるかどうかということが第一に保証されなければなりませんので、あくまで、そういうお話をですね、前もお話をさせていただいたかと思いますが、あるにしても、それがやっぱり、こう計算上ですね、十分保証されていますよという長野県からの話がないと、私どもでは受けられない。活用云々の話も、またそれは別の話だと思いますので、今の段階では、そのことを今待っておるということでもあります。JR、県からのお話を待っておるということです。

○9 番 (村田 豊) やはり、少しスピードを持って取り組めるところはスピードを持って進めていただきたいとしたいと思います。

特に、時間短いので、(2)の工場団地の位置づけだとか造成ということをして1の②で挙げてありますし、それから(2)の②で工業団地の位置づけとしてということも挙げてありますが、私はお話しオフィスに期待をしたいとしたいと思います。ただ、現状、形をつくってオフィスをつくってみたいけれども受け皿がないということになると非常に問題だろうというふうに思いますので、そういう点では、場所等についても並行して、そういう工場が、あるいはまた企業が受けられるところがあるかどうかということも並行して考えていく、検討をしていくことが大事だと思いますけど、そこらの辺についてはどのように考えておられるか、(2)の②のところを含めた中でお聞きをしたいとしたいと思います。

○村 長 お話しシェアオフィスにつきましては、これは新しく、都会といいますか、中川の地で企業化をする、こういう皆さんを、企業化してもらうための一つのおうちというか、建物をですね、お互いに切って事務所として利用していただきながら、関連のある皆さんがそこに入った場合には刺激し合っていただく、こういうところでのオフィスでありまして、工場を誘致するとか、そういう次にどうだということではありませんので、ひとつそのことを御理解をいただきたいとしたいと思います。

将来的な、その工業団地なり工場を誘致してきたときの、その工業団地の準備の考え方につきましては、大筋では前々から申し上げておる通りでありまして、そういう具体的なお話があればですね、具体的にお話があれば、もちろん土地利用等の関係もあわせて考える必要はありますけれども、今のところそのお話がないところでございますので、特に団地を用意をですね、用意をして、ここへどうぞというようなことは、ちょっと今のところ考えていないということでございます。



○9 番 (村田 豊) これは、大分農業者がだんだんだんだん高齢化した中では、若い人たちがやってくれないので何とかうちのところを公園にしてくれんか、ほかのものに活用してくれんかちゅうような声があちこちで聞かれますので、やはり、こういったときに造成をしなくても、そういった場所等々の候補地をある程度探っていきながら、あるいは手を挙げるところがあれば聞いておきながら、将来活用できるところを活用していくという方向をぜひ検討をしていただきたいと思いますというふうに思います。

それでは、③のところの上片桐のことを挙げてあります。これは航空電子の南側のところです。航空電子の上側の南側の上のバイパスとの間ですね。ここが、大体、現在4町歩前後ぐらい発生土を埋めて平らにして、20万㎡ぐらいの造成をすると、一番道路のすぐ上にリンゴ団地が3町歩、6町歩くらいあります。そこも今話をしておるようでして、1カ所の団地が入れば7町歩くらい、言ってみれば将来的には工業団地に活用したいと、現時点ではドライブウェイ——ドライブウェイじゃなくてガイドウェイですね、ガイドウェイをつくる場所に、高速道路に近いので、そこでつくられるような検討を前提で進めておるようですが、将来的には工場団地にしたいということのようですけど、どっちにしても調整池が航空電子の南側のあたりにできます。松川の議長とも話したんですが、調整池ができて、全部、その表面水から含めて7町歩8町歩のものを中通のほうへ流すということになると、非常に流量が多くなると、一時的に、大量に降ったときには、そういうことがありますので、ぜひ今渴水で困っておる北洞側へ一部通年通水ができるような方法をぜひまた検討してほしいということも、ちょっと議長にも言っておきましたけれども、村側でも、ちょっとその点を含んでおっていただいて、松川のほうから話があったら、そんなような要請をしていただきたいなあと、というのは、現在、西原の防除は下からポンプアップ、村で水道水用に使おうと思ったポンプで、あの水を防除用水に使っておりますので、そうでなくて、やはり流れる水を使わないと非常に費用が高くなるということがありますので、将来的にそういったことも含めた考え方でお願いしたいと思いますが、この辺についてはどのように、お願いできるか、要請できるかお聞きしたいと思います。

○村 長 松川インター工業団地の話は、平成どうも22年くらいの段階で地元へ投げかけられたようでありまして、それまで動きがなかなかなかったんですが、実はここへ来て、今、議員がおっしゃるようなJ R東海のガイドウェイ工場、それから一部埋め立てでさせてもらいたいというような話があるということは聞いておりますが、いずれにしても詳細はまだ、こういうふうにやりますよということを地元の地権者の皆さんには大筋の話はされておるようですけれども、細かい詰めはできていないと、特にですね、先ほどお話がありました雨水排水の対策であります。これについては、当然下流側が村になってまいりますので、こちらの小黒沢っていうんですかね、あれは。(村田議員「そうですね」)どこへ入れるかっていうことについても当然下流側とお話があるべきだというふうに思っておりますし、担当のほうでも松川町に聞いたところ、当然それはお話をさせてもらうということのようでございますので、どういう利用、その雨水の利用をするかっていうことは、また次の話かと思っております。

○9 番 (村田 豊) それじゃあ、この点はそんなように進めて、ぜひいただけるようにしておきたいと思います。

それから、あと、(2)の③のところ、それから④のところの公共用地の取得検討、あるいはまた住宅造成候補地等々の検討もあわせてということですが、もし造成するような場面があれば、こういった折に長期計画の検討をしながら、まだ12、13年ありますので、そこらの辺の活用をいただきたいというふうに思いますが、そんな考え方があるかどうか。

それと、もう1点は、美しい村としての魅力ある地域づくりってということで、ちょっと、ちょっとこのリニア工事との関連、ちょっと遠のくかと思いますが、さきの米澤酒造が竣工をしてお披露目が、リニューアルしてお披露目があったときに、言ってみれば会長から話があったんですが、もう中川の具体的なこういった観光部分なり美しい村のことに對しては全面的に協力をしたいということをお集の皆さんの前で話をされました。そういう点では、やはり中川村として十分この米澤酒造との連携を強化をしていく必要があるだろうと、しかも来年度のカレンダーは、10万部つくったようですが、一番表紙は陣馬形から撮った写真ですね、養命酒のカレンダーは、そういう写真まで具体的に掲示をして全国的にPRを含めてしていきたいと、もう一步進んだ場面でしていきたいということをおっしゃられますが、そこらの辺のところ、ちょっと主題と離れますけれども、考え方をお聞きしたいと思います。

○村 長 時間があれですので、まず牧ヶ原団地等の公共用地としての取得、それから土地の利用のことをございます、牧ヶ原につきましては土地利用の線引きは既にされており、農振農用地の変更につきましては原則向こう9年間ではできないだろうと思っております。といいますのは、経営事業の関係で、今、公告がまだ、事業が終わると公告完了ということをするようですけど、それから8年という補助金等適正化法の問題もありますので、これは現実にできませんので、それ以降についてはどうなのかという議論になるかと思っております。

あとについてはですね、美しい村の中での発言、米澤酒造さんとの関係は振興課長のほうからちょっと申し上げさせていただきます。

○振興課長 時間がありませんので端的に申したいと思います。

米澤酒造さんとの連携の強化につきましては、会長さんからの意向もいただいておりますので、村としても積極的に連携強化をして、陣馬形ですとか中川村のほうを売り出していきたいというふうに考えております。

○議 長 村田議員、いいですか。

○9 番 (村田 豊) はい。以上で私の質問を終わります。

○議 長 これで村田豊議員の一般質問を終わります。

次に、6番 柳生仁議員。

なお、柳生議員から説明資料の持ち込みの申し出がありますので許可をさせていただきます。御了承ください。

○6 番 (柳生 仁) 私は、さきに通告いたしました3問について質問してまいります。

初めに村長のトップセールスについて質問してまいります。

村長は、中川村のトップセールスマンとして心得ているかっていうことでございますけども、私は村長がどのような村づくりをしていくかと大変楽しみにしております。また、村民も村長に期待が高まっていると思います。

9月から12月まで、長期にわたり村民に村長の公約についての地区懇談会が行われており、住民からいろんな意見が出されています。

一方、国では総理大臣が海外へ出向き日本食のよさをアピールし、ぜひ日本に来ていただきたいと、こういったことで観光客誘致に力を入れており、2016年では目標の2,000万人を突破するんじゃないかと、こんなふうには言っておりましたし、将来的には4,000万人くらいな観光客を呼び込みたいと、こんな意気込みでおるわけでありまして、現在の日本の観光客数は、世界ランキングでは33位と大変低い位置にあるわけでありまして。

また、フランスでは年間約8,300万人余という観光客が訪れており、フランスの経済を支えておると聞いております。

一方、企業の社長は、日々会社の業績を見定め、また従業員とその家族の幸せのために営業活動を展開しております。企業の社長が日々会社にいるようでは会社は伸びないと講演で聞いたことがあります。

中川村では、自主財源が少なく、国の交付金が大きな財源であります。私は、村長が観光会社などへ出向きましてですね、営業活動をしていただき、中川村の宣伝をしていただきたいと思っておるわけでありまして。一番のキーワードは日本で最も美しい村と言いながら、美しい村連合には出向いているいろんな交流しておりますけども、観光会社に出向いて営業展開しているかどうか、その部分はちょっと見えてきません。村民が村長がトップセールスをして村の観光、農産物の売り込みなどをどのようにされているかっていうことに関心が高まっているわけでありまして。9番議員からも今関連質問がありましたが、村長の考えをお伺いします。

○村 長 中川村をその都市の住民の皆さんに売り込んだり、都市ばかりじゃなくて周りの皆さんっていうか村外の皆さんっていうことかと思えますけれども、それとか観光地、また村の農産物、これらのよさを積極的に売り込むということで、この先頭に立つてやるということが必要ではないかということをお伺いしたと思えますが、その先頭に立つというのが非常に私苦手でございます、非常に苦手なんですけれども、職員の何とかですね、周りの関係者の皆さんがいろいろお膳立てをしてくれて、そして、こういう企画をつくったから、まずあいさつとか、いろいろ行けど、こういうふうな段階にならないとですね、私はなかなか腰を上げることができませんもんですから、企画に乗っかってあいさつ程度しか能がないのかなあと思っております。そのかわりに、職員ですとか、周りのですね、関係者の皆さんが積極的に提案をしてくれて、その場を企画をしてくれておりますので、それに乗っかって動いていきたいと思っております。

農業を大いに盛り上げたいというような公約を、大風呂敷を広げたわけでございます

すので、さぞかし華々しいアクションを起こすだろうというふうにお伺いしております。もしも、一歩ずついろんなことをしていきたいと思っております。

それでですね、農産物を売り込んでいこうっていうことでは、少しいろんなところから引き合いをいただきましたので、都会のほうに美しい村のいい果物という企画を持って8月にちょっと行ってきました。また、こういう企画を次にも打っていきたいと思っております。

観光地につきましてはですね、観光地を紹介するっていうのは、ちょっと私の中では、ちょっとまだイメージが、なかなかね、わきませんので、これは、もう少し戦略を立てながら、村だけが先行してできるものかどうかという気もしておりますので、そのような考え方でおります。

○6 番 (柳生 仁) 何十年と役場職員で頑張ってきたんで観光会社への営業活動は非常に難しいと、得意なものじゃないということの今お話があったわけでありましてけども、お話で今、8月ころ農産物を持って都会へ行ったというお話があったわけでありまして。

私は、村民益のこのためには何としても観光客に来ていただくっていうことが重要な課題だと思っております。村にも聞きますと年間10万余っていう方が中川村にお越しにいらしているっていうような話もありますし、陣馬形にも1万1,000人ほどの方が来ていらっしゃるというお話があります。陣馬形のことは関連で後で質問しますが、まずは、中川村のファンを増やすことが大事かと思っております。

そうしたことで、11月ですか、村の営農センターだったか、農産物とか出すものがあつたら書いてよっていうような紙が入ってきました。これはふるさと納税の関連のものであるようでありまして、非常に夢のある話かなと思っております。

そうした中で、中川村では今観光がないんじゃないかっていうような部分はありますけども、春はイチゴ狩りから始まりまして大草城跡の桜とか、サクランボ狩りとか、秋のブドウ狩りとかりんご狩りとか、いっぱいあるわけでありまして。中川村だけに観光に来てほしいと申し上げておるわけではありまして、まずは観光バスが伊那谷を通過するときに中川村に寄ってもらって望岳荘で昼を食べてもらう、そうしたシミュレーションから始めていかないと、いきなりどこへ行こう、あそこへ来いということでは難しいかと思っておりますし、今9番議員ありましたけども、米澤酒造さんがいよいよ新装オープンしたということで、ここでは多くのお客さんを迎えられる環境にあると思っております。観光会社へ出向いて行って中川村へ寄ってよっていうことは非常に言いづらい宣伝かもしれませんが、トップというものは、村民のためにも、また振興課などでも出向いて行って、伊那谷を走るときには中川村にもこんなものがあるんだっていうことの宣伝ができるような村づくりでなくては困ると思っておりますけども、今一度、村の宣伝をするためには、美しい村連合だけにかかわらず、そういった観光会社との連携も模索していけるかどうか、再度お伺いします。

○村 長 観光会社と言いますと、例えばJTBとか、そういう、日本旅行とか、そういう、あるいは近畿日本……。ああ、固有名詞を出しちゃって申しわけございません。みた

いな、そういう会社のことをおっしゃっているのかなあとと思いますが、いろいろ方法をですね、聞きながら、こうにしたらどうよっていう皆さんのご意見を聞いてですね、その中に中川村もひとつ寄ってもらって、何かしらのいいところを、写真でもいいんですけど、その中で楽しんでもらい、できればついでお金も落としていけるような一つになるようなことは、ちょっと考えていくのは一つあるかなと思います。といいますのは、ちょっと長くなってはいけませんが、ブドウをつくってございまして、そのときに来るお客様は何を見て来るかっていうと、あれだけじゃないんですよ、ブドウ狩りだけではなくて、いろんなところへ行って、あるいは秋の味覚満載何とかツアーみたいな感じで来て、あるいは場合によるとお隣の飯島町さんのコスモス 100 万本かどうか知りませんが、あれは歌の「百万本のバラ」だったと思いますが、何かそんなようなコースの一つとして組み入れてくれるのはあるんですけど、その中で、もちろん赤ソバも入ってございました。だから、そういうことができるのかどうかっていうのは、やっぱり一つ中川村こういうものがあるよっていうことを売り込む必要はあるかと思っておりますので、こんなことをしたらどうだろうかという、ぜひ意見をですね、聞きながら、また知恵を絞りながら発信をすることは必要だなと思っております。

○6 番 (柳生 仁) ブドウ狩りにおいてもそうですし、大草城跡の桜もそうですが、観光会社があちこち見ながら、そして通過点でもって寄っていただくわけですけども、村長は望岳荘の社長であります。そこへお昼に来てよって言うことも、これは営業展開として私は大変重要ではないかと思っておるわけであります。ぜひ寄ってもらって、望岳荘なら恐らく 100 人からの昼食のお客さんも受け入れるだけの態勢もあると思いますし、さきの報告でもまだまだ利益が少ないっていうのが現状であります。そういった点では、ぜひとも、何とか会社でございまして、観光会社に中川村に寄ってよっていうことを声がけだけでもできるんじゃないかと、出向いて行ってあいさつするのは非常に得意じゃないって言われるんで、得意な振興課長がおるんで、そういった方にもお願いしてでも、ぜひともかばんをしょって行って、日本で最も美しい村っていうキーワードを持っていきながら宣伝をしてもらえないか、次年度に向けて決意をお伺いします。

○村 長 ですから、さっき申し上げたとおり、苦手では、そういうことを言っている場合じゃないので、こういうふうな利用があるんじゃないかというふうなことについては、やはり議論をした上でですね、その中にどこか組み込めないのかなっていうのは、ちょっと手づるを探しながら取り組んでは行きたいと思っております。

○6 番 (柳生 仁) ぜひとも前向きに取り組んでいただきまして、村民益向上のために、村長は企業でいえば一社長、本当に親分でありますので、期待しておりますので、ぜひともよろしくお願ひします。

次に陣馬形山について質問してまいりますけども、陣馬形山の質問につきましては、過去も何回も質問しておりますけども、なかなか自分の想像している内容と前へ進んでいきませんので、繰り返しになります質問してまいります。

陣馬形山の観光客に村を知ってもらう政策を考えているかっていうことでござい

すけども、陣馬形山は年間 1 万 1,000 人以上の方が利用してると聞いておりますし、その観光客が村内を利用しているかは、正確な情報はありませんが、私が山に上がってお話聞きますと、お越しいただいている皆さん方の賄い、食料などはチャオを使っていたいておるということを聞いてございまして。本当にありがとうございます。」っていうことでお礼を申し上げております。しかしながら、農産物直売所は、いまいち気がつかないのかなあ、「帰りに寄ってよ。」っていうと「それはどこだね。」っていうようなことがありますのでつけ加えておきますけども、そんな中で、前にも申しておりますけども、正確な村内を見て歩くコースがわかりにくいということでもあります。村のホームページ開いて見ますと地図が載っておって、そこに各お店のコメントが書いてあって、小さく画面でよくわかりづらいんですが、それをパソコンでもって引き出しても非常に小さくて、実際はうまく字が読み取れないようなものであります。これをお客さんに見ろつつも、なかなか関心が高まるかどうかわかりませんが、もう一つ、陣馬形山あの避難小屋のところに大きなパネルがあります。背の高い。あそこに地図が書いてあるんですけども、実は、とめる車帯がずっと並んでおって、お客さんが非常に見にくい状況にあります。そして、その地図が高い位置にありますので、非常に興味を持って見る状況にないということと、私が登っておっても、お客さんの中であの地図を見ていただくお客さんが少ないこと、これ非常に問題かなと思っております。今までも提案しておりますけども、あの地図を低い位置に下げてきて目線で見ていただくとお客さんがわかるのかなあと、そして、ホームページに書いてあります地図、あれのコメントが書いてございましてですね、それがその地図に表示されますと、ああ、こんなことがあるんだ、例えばうちの何々はおいしいよとか、うちのこういう買ってよとか書いてあるんですけども、そういったのが表示されると、非常にお客さんは興味を持って見てもらえるのかなあと期待をしております。地図そのものは、ちょっと広いもんですから、簡単に書いてあるんで、詳しく行きづらかもしれませんが、こんなところを探してみようっていうような、そんな期待を持った地図があると 1 万人から来るお客さんに非常にいいのかなあと思っております。中には村内のお土産物を買っていきたいというお客さんもいらっしゃいますし、よくわからないんで松川のほうの温泉に入っていくっていうような方もいらっしゃいます。このことも前に申し上げておりますけども、そういったことでもって、ぜひ、現在ある避難小屋の前にある大きい地図ですけどわかりにくい、あの地図を低い位置にしてわかりやすくしてもらえないかと思っておりますが、また、そういった地図の縮小版を避難小屋に置いておいて、その地図を持っていきながら、ここへ行ってほしいというようなことを宣伝すると少し効果があるかと思っておりますが、村の考えをお伺いします。

○振興課長 陣馬形への入り込みにつきましては、昨年度、年間 1 万 1,500 人というふうに見込まれております。ネット等で紹介されまして、今後も増えるというふうな想像をしております。

現在、中川村に来て陣馬形を訪れた方が前後に村内のどこを訪れて、どれくらい消

費しているかというような調査をしたことがありませんので、そこら辺の数字はわかりませんが、ご指摘をいただいたとおり、陣馬形を訪れた方の多くが中川村の村内を見学したりですとか、買い物や食事を楽しんでもらうということは重要だというふうには考えております。

現在、避難小屋の前にある看板なんですけれども、平成 25 年に陣馬形の森公園が信州のふるさとの風景を見渡せるビューポイント「信州ふるさとの見える山」に上伊那として第 1 号として認定をされたわけなんですけれども、それに合わせて案内看板を更新してきたところでもあります。ですので、ちょっと高いというようなお話もいただいております。ですので、ちょっと改修するというような予定はございません。

また、平成 28 年度には避難小屋の改修を行いました。2 つ部屋があつて、入り口のほうのスペースなんですけれども、ここには観光のパンフレットですとか道しるべ、村内の各種施設のパンフレットというものが用意をさせていただいております。先日も今錦と一緒に登ったんですけど、「ここにぜひ置かせていただけないか。」というようなお話がありまして、「ぜひおいていただきたい。」というふうにお答えをしたところではありますが、ぜひ民間の皆さんにも、そこを情報発信のスペースというような形でいろいろなパンフレットを置いていただけたらなあというふうに考えております。

また、そこに村内の名所の写真も展示しておりまして、村内の魅力も発信しているのかなあというふうに思っております。今ある村の既存のパンフレットなんかをうまく利用しながら、村内をめぐるやすいような対応をしなければというふうに思っております。

また、先ほどの村長の質問の中にも少しありましたけれども、今、上伊那の広域の中で、企業の職員ですとか町村の職員の若手の皆さんをちょっと集めまして、上伊那をめぐるルートを検討したらどうかというような会議をしておりまして、中川村でも陣馬形ですとか四徳、大草城跡公園等々の竜東をめぐる上伊那全体とめぐるようなものを考えまして、企画して実際に旅行会社のほうに投げている段階であります。実際どの程度採用されるかわかりませんが、そんな取り組みもしているところでもあります。

一番、多分陣馬形に多くの方が訪れていることもあろうかと思っておりますので、そこを訪れた皆さんが村内をめぐるだけのような取り組みをしたいというふうに思っております。

また、村内の各施設、米澤酒造とかチャオ等々を含めまして、いろいろな施設との連携についても模索を考えていきたいというふうに考えております。

○6 番 (柳生 仁) あの大変見にくい大きい看板、設置したばっかなんで移動する気はないということで、それは結構でありますけれども、お客さんが目線で見やすい大きい看板、これがとても大事じゃないかと思っております。確かに避難小屋の中にも地図はありますが、比較のお客さんが何とか何となしわかりにくいなあっていうのが現状であります。私が見てもちょっとわかりづらいときもありますので、そこで、ぜひ、30 年度に、あの大きい看板はそれで結構でございますので、第 1 駐

車場から中央アルプスのほうを見た方面のほうで見られる看板があると、とめる車の方々が避難小屋のほうへ向けて、お尻を向けて大方駐車しておりますので、その前があいておりますので、そっちのほう面に目線の看板を設置していただきまして、ホームページにあるような地図と紹介文章のついたような、そんなものができればおもしろいかなと思いますが、これは提案ですが、もう一度お答えをお願いします。

○振興課長 陣馬形につきましては、駐車場、トイレ、その他いろいろな課題があるということで、少し総合的に見直しをしていきたいということでもあります。その中に今の看板のことも加えて検討をしていきたいということで、今すぐそこに設置というようなお答えはできない状況でございます。

○6 番 (柳生 仁) ぜひとも、自分が観光地へ行って看板を見るときに感覚を今一度取り戻していただきたいなあ、そんなふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

次に駐車場の整備をっていうことで質問してまいりますけれども、陣馬形山の駐車場は全部未舗装であります。私は、この未舗装が環境に大変いいと思いますので、これでいいと思っておりますし、過去にも振興課の担当から「柳生さん、あそこだけでも舗装したらどうかなあ。」っていう提案もあったことがありました。私もそれでいいと思いましたが、しかしながら、ここんところ多くのお客さんが訪れまして、道路部分とそうでない部分の段差が非常に激しくなってきました。直しても直しても、あの段差が激しくなると、ことしなんかは、ちょっとバイクが転倒した事例もありました。これは大変問題かなあと思っておりますけれども、せっかく山に来て、痛い思いして帰ったんでは、何のハードドアかなと思ってしまうわけですので、できれば、第 1 駐車場って私は勝手に言っておりますが、あの避難小屋の周辺を第 1 駐車場と言っておりますけれども、あそこを舗装にしてはどうかということをお願いするわけでもあります。

また、この舗装も、できることなら透水性舗装、今あちこちではやっておりますけれども、あちこち全体的にしみこんでしまう舗装があるわけなんですけれども、これをそこへすれば比較的環境に優しい駐車場の舗装になるのかなあ、こんなふうに考えております。

もう 1 点は、第 1 駐車場から一番上のキャンプ場へ上がるところが、課長も十分知っておるとおり泥んこになっております。雨が降る日は非常にぬかるんで、転びやすくて危険であります。これに対してなんら化対策がないかっていうことでございますけれども、当たり前の構想では非常におもしろくないので、今社会的にはやっている自然石舗装、自然にマッチしたような色の舗装があったりとか、文化センターにありますように弁柄の舗装の改良とか、そういったのを使うと非常に見た目もいいのかなあと思っておりますが、駐車場の舗装についてどのような考えかお伺いします。

○振興課長 陣馬形山につきましては、大きく分けて 3 つの駐車場があると思います。それについては、いずれも舗装されていないところでもあります。

ご指摘の避難小屋の前の駐車場につきましては、道路からの入り口の部分、舗装の切れ目の部分ですけれども、この部分が掘れて自動車等の交通の妨げになっていると

いうことは承知をしております。それに合わせて、このところの道路についてもコンクリートが割れているというような状況もございますので、この斜面の部分と割れているコンクリートの改修は行わなければならないというふうに考えております。

ご指摘の駐車場や他の駐車場についての舗装については、今のところ考えておりません。

駐車場の整備は、陣馬形の全体の構想を描いてから、舗装が必要なかどうかも含めて検討を行いたいというふうに思っております。

避難小屋の隣の登り口、ご指摘をいただいた登り口なんですけれども、言ってみると、やはりぬかるんでいて非常に滑りやすいということと、上段のキャンプサイトの山道の通り道になっているということで溝が掘れております。過去には木造の階段や自然石の舗装などを検討してきた経過があるということでもあります。先日職員と行って、どういう工法がいいかということちょっと検討をしてみたんですけども、今はキャンプに大きなこういう荷物を持ってくるのでキャストが必要といったようなところもいろいろございまして、もう少しいろいろな方法を検討してみたいというふうに思っております。いずれにしても、ちょっと直さなければならない場所だというふうに思っておりますので、雨水の処理と兼ねて検討をしていきたいというふうに思っております。

○6 番 (柳生 仁) 陣馬形山は本当に年間1万人余という多くの方がお越しいただくので、今の芝ですら傷んでくる状況にあるので、土の部分は芝は無理と思っておりますので、ぜひとも何らかの形のかたいものでもって対応してもらいたいと思っております。そして、やっぱり村長もおるので、高齢者がお越しただいておることも最近あります。その御高齢者の方々を手を引っ張っていくにも現状で非常に苦しい状況にありますので、ぜひ来シーズンオープンまでには、ぜひそれをやってほしいんですが、これはいかがですか。

○振興課長 オープンまでということになりますと連休の前ということになるかと思うんですけども、予算づけの問題、また工期等の問題がありますので、今ここでは、それまでにできるという答えはちょっとできないということで御了承いただければと思います。

○6 番 (柳生 仁) できることなら、ちょっと冬場でよくないんですが、ああいったところは観光客がどんどん来るんで、工事していると利用に支障を来すこともありますので、ぜひとも冬場、冬場でも3月の後半になればまあまあ気温も回復してくるので施工可能かなあと、予算づけが一番問題でありますけども、新年度の予算づけも、もう今取り扱っておるかと思っておりますので、そういった点でぜひとも取り組んでもらいたいと思っておりますので、お願いして次にまいります。

キャンプ場全体の清掃について質問してまいりますけども、今回の補正でもって次年度、キャンプ場の建てかえのための設計があったと思っております。現在キャンプ場の清掃は役場職員、振興の職員、またボランティアで管理されておりますけども、村長は、ことしの何人かのお客さんの意見で女性用トイレに洋式を取り入れてくれま

した。本当に素早い取り組みだなあと思っております。観光客の意見をすぐに取り組んだ報道は、さすがに村長と敬意を表します。

そんな中でも、5月のゴールデンウィークから秋の紅葉まではシーズンで一番多いときにはテントが100張り余というテントがあるわけでありまして。あちこちひもが交錯しておって、足の踏み場がないほどでありますけども、よく皆さん、これで転ばなあと感心しとりますけども、こういったキャンプ場全体が時として汚れてきます。何らかの方法でもって何人かのグループの方々に委託管理をお願いしたらどうかと思っておるわけでありまして。役場職員の方々が週に2～3回上がっていただいておりますけれども、実は、役場職員の方々はいっぱい業務があつて、ここでもって清掃活動をするようでは振興課の業務に支障を来すんじゃないかと、こんな心配をしておるところであります。もう一方、水道のこともありますので、振興課でもって月に1～2回行くことは当然だと思っておりますけども、この点もよろしくお願います。

また、夜間でもありますけども、夜にトイレが暗くて、ちょっと危険でありますけども、アウトドアの方々っていうのは、ほとんどが懐中電灯を持ってきます。だから、夜暗いからって行って不便来している人は少ないわけですけども、できれば電気があつたほうが良いと言われております。ここに環境に優しい太陽光発電等が設置できれば、またいいかと思っておりますが、これは新設計の中に入っていきと思っておりますけども、陣馬形山の全体の清掃活動、これについて村はどのように考えているかお伺します。

○振興課長 陣馬形キャンプ場の清掃につきましては、地元ボランティアの皆さんに大変ご協力をいただいていることに感謝を申し上げます。

村としては、商工観光係の職員が7月8月には週2回、それ以外の月については週1回、連休の前後やご連絡をいただいた場合には追加して実施しております。清掃の内容につきましては、男女のトイレ、炊事場の生ごみ、キャンプサイトのごみ広など、1回で大体半日ぐらいかかっているところであります。

また、秋から冬にかけては水がとまるため、トイレの清掃ができないためボランティア頼りになっている状況であります。

利用者の皆さんがルールを守っていただいても利用人数が多くなるということでトイレやキャンプサイトが汚れてしまっている状況であります。

陣馬形への来訪客が増える中で、キャンプ場を含めた施設の管理方法については再度検討が必要と考えております。当面、現状の体制の中で地域の皆様にもご協力をいただきながら、施設全体の管理方法について総合的に検討してまいりたいというふうに考えています。

現在トイレのほうには明かりはついておりません。夜間は暗いため便器などを汚してしまうということも考えられます。トイレの整備について検討をしておりますので、照明についてもあわせて検討をしていきたいというふうに考えております。

○6 番 (柳生 仁) ぜひとも、全体の清掃から始まって、トイレもそうですけれども、

どなたかに委託できれば、役場職員がその都度出向かなくてもいいんじゃないかと思っておりますので、ぜひとも前向きにトイレの新設計とあわせて検討いただければと思っております。

4番目にキャンプ場に防犯カメラの設置をとということを書いておりますけれども、なぜこんなことを言うかっていうことでありますけれども、1万人からお客さんが来ると、今までは何か起きるかなあっていう心配もあります。そして、お客さん同士の注意もできません。何かがあっても。最近では、お客さんの中には「ちよくび」、直火っていうんですけど、書いてあるんですけども、それが読めないのか読まないのか、もう平気でもって芝の上で火を使う方がいらっしやいます。本当に悲しいことです。アウトドアに本当に関心のある方たちは、本当に悲しがっております。自然をもうちょっと守ってほしいなあ、こんなことで、今、ちょっとアウトドアにちょっと専門でない方たちが来て、何となし山の中のキャンプ場なら火が使えるだろうっていうことでお越しいただいておりますが、中川村の陣馬形キャンプ場は火が使える場所もあるわけですけども、その場所が気がつかないっていう部分もあります。

もう一つ、私は今回非常に気になったのは、火のついた炭を1カ所へ集めて、そのまま帰ってしまった観光客がいます。これはなぜわかったかっていうと、たまたま登って行って、私は余分なところに炭があるのは気に入らないもんですから、肥料袋を持って行って肥料袋に入れました。そしたら、あつという間に溶けてしまいました。これは何だと思って見たら、おきがいっぱいありました。しょうがないんで、すぐに水をかけて消して片づけてきたわけですけども、こういったマナーの観光客、わずかですけれどもおるようになりました。いろんなことを考えますと、これはぼつぼつ防犯カメラが要るのかなあ、そこまでしなくてもっていう意見もあるかもしれませんが、遠隔操作でもって山頂では直火をやめましょうとか、いろんなことがあるのかなと思っております。

お客さんの中には、缶々を持ってきて炭を持って帰ります。これが本当のアウトドアかなと思っておりますけれども、全員がそんなわけにはいきませんので、村としても観光客に、ある面では、このアドバイスというか、指導する方、そういったことが必要かと思っておりますが、直接向かって行って「おい。火をやめろ。」っていうことはなかなか言いづらいんで、時としては防犯カメラを設置し、防犯上からもいいんじゃないかと思っておりますので、対策の検討をお願いしますが、ご意見をお願いします。

○振興課長 陣馬形については、管理人がいらないため利用者のモラルに頼るところが多いわけですが、多くの利用者はルールなどを守り適切に使用をしていただいているというふうには思っております。

過去には避難小屋のガラスが割られたり、テーブルや椅子を燃やす、またキャンプサイト内で車を乗り回すといったようなことが起こりました。最近では、このようなことは起こっておりませんが、議員ご指摘のとおり芝の上で禁止をしている直火をする方が見受けられるようになってきております。防犯や監視といった意味では効果があるというふうには考えております。

また、防犯以外にも陣馬形の様子を見るライブカメラとしての機能があれば山頂の天気や込み具合なども即座にわかりますし、また、ホームページ等で配信すれば、居ながらにして陣馬形の様子がわかるといったようなところも、サービスも考えられます。

しかし、今現在、陣馬形のほうに通信回線は行っていないということでもあります。そのための工事ですとか、また無線回線の利用等も考えられますが、費用やメンテナンスの問題などもありますので、設置については、どのような方法が適切なのか、また設置費用やランニングコストは幾らかかるのか、またどのような活用方法があるか等も含めまして検討をしていきたいというふうには考えております。

○6 番 (柳生 仁) 何らかの検討をするという段階から実施までには長い時間を要するわけではありますが、よくSBCテレビで上高地のかっぱ橋ですか、あれが出ることがあります。確かだと思んですけど、陣馬形山からもそういったカメラを設置してテレビ会社に宣伝というような仕組みもおもしろいんじゃないかと思っております。しかしながら、今、一番は防犯カメラ、今、費用がかかるということですが、費用は当然かかるわけではありますが、長い将来を考えた場合に、陣馬形山からいろんな事件、事故が発生しないためにも、村として観光地として売り出している以上は、その責任は大きいわけがあります。ぜひ検討から実施に向けていけるように、30年、大いに検討し、時間がかかっても31年には実施とか、できることなら30年がいいわけではありますが、前向きに取り組んでいただけるかどうか、もう一度お願いします。

○振興課長 先ほども申しましたとおり、陣馬形山につきましては、総合的に整備の方法ですとか管理方法というものを考えていきたいというふうには考えておりますので、その中に含めて検討をしていきたいというふうには考えておりますので、来年度とか、年度を区切ったの設置ということは、ちょっと今のところお答えできないという状況であります。

○6 番 (柳生 仁) ぜひ前向きに、また実施に向けて進むことを期待しておりますし、できなければ次にまた質問してまいります。

次にキャンプ場からの景観整備でございますけれども、このことも以前に質問してありますし、回答いただいておりますけれども、確認の意味で質問してまいります。

ことしは陣馬形山でもって育樹祭が行われまして、南アルプスが本当にきれいに見えるようになりました。時間があればもう少し切りたかったなあと思っておりますけれども、それでも従来の景観に比べればお客さんの満足度はグッと150%か200%上がったのかなと、こんな期待しておるわけであります。

一方、中央アルプスを眺める方向は松の木等が非常に伸びてきてちょっと景観が悪いかと、村長も山でお話したときには「これを切る計画もあるんだよ。」と、こんなお話があったわけではありますが、シーズンの冬場、冬場は無理かもしれませんが、中央アルプスを眺める方向の松の木等の整備をどのように考えているか伺います。

○振興課長 育樹祭の手入れによりまして南側、南アルプス側の展望が開けたということで、私

たちのほうにも大変景観がよくなったという声は聞いております。

また、中央アルプス側についても、もう少し木を切って眺望が開けたらいいなというような声もいただいております。

予算の問題もありまして、ことしの冬から即整備というわけにはまいりませんが、次年度以降、希少動植物に注意しながら順次整備を進めていきたいというふうに考えています。

○6 番 (柳生 仁) 前回の質問のときにも、そっちの松の木の整備はしたいというような答弁いただいておりますので、ぜひとも前向きに取り組んでいただきまして、また、中央アルプスを眺めるほう側の谷合いに向かっては希少植物は比較的少ないというように伺っておりますので、松を少し伐採してもそんなに影響ないかなと、こんなように思っておりますので、ぜひとも前向きに取り組んでいただきたいと思っております。

次に3問目の質問にまいりますけれども、道路の里親制度について質問してまいります。

このことについては、他の町村の例を見ながら、私なりに中川村版の道路里親制度の要綱の案をつくっておりますので、しっかりお目通しいただき、この返答をいただければと思っております。

道路の里親制度導入についての提言し、村長の考えを問うわけでありまして、道路の里親制度は非常に聞きなれない用語ですが、道路の一定区間の清掃活動や緑化推進を企業や住民などと契約して任せるというものです。日本でも既に取り組んでいる県、市などあるものですが、ボランティア意識や運転マナーの向上も期待しているそうでありまして、1団体当たりが100m以上の区間を担当してもらうもので、道路の清掃や緑化推進をしているものです。里親となった団体は、名前が記載された表示板を道路沿いに設置することで社会に貢献していくことをアピールすることもできます。

また、一方、里親が事故に遭ったときに備えて傷害保険も必要と思っております。

この制度は1985年にアメリカで始まり、アメリカでは現在48州で導入されて効果を上げているというそうでありまして。

行政が何でも面倒を見る時代じゃなくて、小さな政府を目指さなければならない状態でありまして。住民ボランティア、企業に依存することも検討しなければならないと思っております。

例としてここに挙げてありますが、この制度と違うかもしれませんが、村内企業で前の道路をしていてくださる企業があり、また団体が景観を守ってくださる企業もあります。

中川村は日本で最も美しい村連合に加盟しており、現在その特徴がまだ見えてきておりません。村として取り組めない内容ではありませんので、ぜひ30年から1団体1企業でも始めたらどうかということでありまして、現在取り組んでいらっしゃる企業の方々も、もうちょっと延長の要請を出せば里親としての表示が出せるかなあと思っておりますが、村長の考えを伺います。

○建設水道課長 道路の里親制度につきましては、長野県も平成15年度から始めております。内容については、制度名は信州ふるさとの道ふれあい事業、通称アダプトシステムと言われ、長野県が管理をしております道路を住民や企業、学校等が里親になって継続的に美化活動を進める制度で、里親、それから市町村、建設事務所による3者の協定に基づいて里親はボランティアで維持管理を行い、市町村と建設事務所が活動を支援するものです。具体的な支援については、建設事務所は、里親名を表示した看板の設置、清掃用具、花の苗や肥料の支給、それから傷害及び損害賠償保険への加入等を行っております。また、市町村は里親と建設事務所との連絡を調整、それからごみの処理を行っております。

現在中川村内で協定書を取り交わしている団体等は3団体ありまして、県道については松川インター大鹿線、伊那生田飯田線、それから国道153号で維持管理を行っております。

それから、村が管理する道路につきましては、現在道路の里親制度というものは導入しておりませんが、行政と村民が連携をして協働による村づくりを進めるため、草刈りや除雪、また融雪剤等の散布等の維持管理を各地区で実施をしていただいております。支援としましては、村道の管理交付金や原材料の補助、ごみの処理、また全国町村会総合賠償補償保険に加入をしております。現状を見ますと、村が管理をする道路につきましても道路の里親制度に非常に近い内容で維持管理をしていただいている状況であります。

また、過去に県道沿線の環境整備などを行っている他の団体へも県の里親制度の話をしたことがありましたが、協定にとらわれずに従来どおり村からの支援の範囲で取り組みたいとの意向でもありました。

○6 番 (柳生 仁) 今お答えいただいた内容がこの要綱に入っておるわけでありまして、地区でも年何回か草刈りとかしておりますけれども、これは村から道路河川管理費とかいった交付金をいただいておりますので、執り行われているわけでありまして、この場合は、老人会とかサークルとか子ども会とかNPOとか企業、そういった方たちが地区のように、地区全体じゃなくて、その中の一部をやるっていう仕組みでありまして、私は、取り組んでも決して問題ないし、また、そういったグループの方々には、そういった表示がされることによって、より企業としても社会へのPRができるかなと思っております。ぜひとも、景観審議会がいいのかわかりませんが、検討して、村でも声がけして、関心ある方々に手を挙げていただくということが大事かなと思っております。そうすることによって、よく建設課にも「あの枝が邪魔。」「この枝が邪魔。」というようなお話が来るわけでありまして、こういったグループが誕生すれば、自然と、そういった支障木、それから草等の除去もできるんじゃないかと思っております。また、ごみ等も拾ってくれます。

また、この要綱の中では、そういった拾った、草なんかは別でありますけれども、困ったごみは業者が片づけるっていうような仕組みになっておりますけれども、そういった面においては前向きな取り組みじゃないかと思っておりますので、再度お伺いします。

○建設水道課長 先ほど説明させていただきましたけれども、今の現状等の中で考えた場合には、村独自の里親制度については今すぐにちょっと導入するという事は考えておりませんが、村からの交付金や各種補助金等については、総代会、土木区長会や広報等を通じてお知らせをしていきます。

景観形成などについては村の補助金を活用できるケースもありますので、ご相談等をいただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○6 番 (柳生 仁) 取り組む機会はないというふうなお考えでございますけれども、一般の小グループの場合は補助金等はないわけでありますので、補助金が目的ではなくて、やろうという姿勢が一番の目的であります。その中にかかる必要な資材とかごみの処理とかいうことをお願いしたいというのがこの里親制度の目的でありますので、補助金目的で申し上げておるわけじゃありませんので、ぜひとも再度検討いただけることをお願いしまして、私の質問を終わります。

○議 長 これで柳生仁議員の一般質問を終わります。  
ここで暫時休憩とします。再開は午後3時ちょうどといたします。  
[午後2時45分 休憩]  
[午後3時00分 再開]

○議 長 会議を再開します。  
休憩前に引き続き一般質問を行います。  
5番 中塚礼次郎議員。

○5 番 (中塚礼次郎) 私は、さきに通告いたしました公営学習塾の開設について質問をいたします。  
平成29年度全国学力・学習状況調査の結果が9月21日の議会全員協議会で報告、説明がされました。その中で、小学校6年では全体として全国・県平均とほぼ同じ、中学校3年では全体として全国平均を上回っている、また、全体として低中学年からの基礎の定着を粘り強く指導する必要がある、理解に時間がかかる子どもに丁寧な指導ができる手だてが必要、よく聞き考えを伝え合える学級づくりが大切、それから家庭と連携した家庭学習で成果が出てきている、また研修を実施して3校合同の指導改善等の取り組みを進めていきたいというような報告もありました。学習状況の調査では、「自分の考えや意見を発表することは得意ですか。」という問いに対して、答えは、中川の場合は平均より少ない、また、学習塾に通っている児童生徒は平均より少ない、平均を上回っている点では、小学校では授業参観や学校行事への参加、地域行事への参加、中学校では「家族と学校での出来事について話をしますか。」「学校で好きな授業がありますか。」などがあり、家庭に支えられていることがあらわれているというふうにとめられておりました。  
そこで、全国学力・学習状況調査の結果を受けての、その後の取り組みの状況について質問をいたします。

○教育長 各学校では、自校の結果を設問ごとに全国の平均や県の平均と比較して足りなかったところやよかったところを明確にし、足りなかったところについては補修に心がけ

てきております。  
調査の結果をもとに学力向上に向けて学校として取り組んでいくことにつきましては、つい先週でありますけれども、11月29日に県教育委員会と南信教育事務所の3名の先生方を迎えて懇談会を行い、子どもの思考力、判断力、表現力を伸ばす授業の充実について学び合いました。各校で全職員に伝え、広げていきます。

○5 番 (中塚礼次郎) 全協の中で、学力と、それから学習状況の調査の結果について報告をいただいた内容の中で、前向きに今取り組みを進めておるといふ報告がありました。  
それで、学力・学習状況の調査の中で、生活習慣の定着化の重要性、家庭学習、読書の時間などと学力調査の結果は、その相関関係が見えるというふうに言われております。学校では家庭学習の手引きの活用と家庭学習定着週間を進めており、家庭と連携した成果が出てきているという報告があったわけでありますが、家庭学習の現状についてどのように分析をされておるかということについて質問をいたします。

○教育長 議員ご指摘の学習状況調査の結果でありますけれども、ちょっと数字が細かになって恐縮なんです、小学校6年生、中学校3年生とも、全国や県の平均に比べて家庭学習の時間は少な目だということであります。特に平日3時間以上勉強するという人が、小学校6年では、全国では10%、県では5%、また中学3年生では全国で34%、県では約28%いるということなんです、中川村では、小学校6年生ではそういう子どもさんはおらず、中学校3年生では約3%というような結果です。土日や学校が休みの日についても、ほぼ同じことが言えるかと思えます。この調査では学習塾での時間も家庭学習の時間としてカウントしているということでありますので、3時間以上勉強するという人の中には学習塾などに行っている人が含まれるものと思われ、通塾している、塾に通っている子どもが少ないために家庭生活の時間は比較的多いというふうに考えますけれども、その多い時間がテレビやネット利用に使われているという傾向もうかがえます。学校では、この点、家庭学習の手引きを指導しており、小学校では家庭学習定着週間を複数回行って家庭での様子を記録票を通して把握しており、その成果は、その記録や保護者の記述からうかがうことができます。宿題をしている様子は、ほぼ全国や県と同じですが、家庭学習で学校の授業の予習や復習をしているという子どもさんは小中とも全国や県より少ないというふうにわかります。

○5 番 (中塚礼次郎) 今、教育長から説明がありましたように、中川の場合には全国より低いというふうに今説明がありました。  
そこでですね、私は、小学生児童の習い事やクラブ活動、それから中学校での部活動での必要性だとか重要性は、大変大きなものがあるというふうに思うわけであり、特に、目標を持ち、それぞれの力を出し合いチームワークでなし遂げるために努力は今後の人生の中で大きな力になることは確かであります。  
そこで、部活動の現状と家庭学習の状況をどのように捉えていらっしゃるか質問をいたします。

○教育長 ご指摘のように、中学生にとって部活は重要な位置を占めております。熱心になれば、それだけ体力も使い、疲れも多く、家に帰ってからの時間の使い方もそれぞれに



苦労があることと思います。部活と家庭学習の両立は各自にとって課題ではありますが、部活が生活の支えになっていることも確かだと思います。これを中学校生活で身につけていくことで将来にわたる大きな地震になっていくというふうに考えております。

部活の活動時間は、近隣の中学校と比べて、休日も含めて極端に多いといった感じはありません。

また、部活動をしていない生徒が少ないので統計的な数値はわかりにくいですが、部活動をしていないから学習時間が長いという傾向は見受けられないというふうに思います。

○5 番 (中塚礼次郎) ただいま教育長のほうから部活動の現状と家庭学習の状況について、今、細かく質問に対するお答えがありました。

そこで、学校での学習以外では家での学習や塾へ通っている学習が考えられるわけですが、学習状況調査の中では、中川村は学習塾に通っている児童生徒は平均より少ないとされています。中学校の調べでは、平成29年度の在籍の中学生生徒128人中31人が塾に通っており、通塾率は24.2%となっています。内訳は、1年生40人中8人、2年生46人中9人、3年生42人中14人という内訳であります。3年生の通塾率は33.3%で、これは入試の学年であることがうかがわれると思います。

そこで、この現状に対しての考えを質問いたします。

○教育長 ご指摘の今年度の通塾の状況について学習状況調査の結果で見ますと、学習塾等で勉強している人は、小学校6年では全国では約46%、県では39%、中川村では約13%、中学3年生では、今お話がありました、全国では約61%、県では約49%、中川村は約28%となっており、ご指摘の状況とほぼ重なっております。

村内に塾が少ないことから、塾に通おうとすると家庭での送り迎えが必要になるかと思えます。生徒に塾に通いたいという気持ちがあっても、できないことがあるというふうに思います。お金もかかります。

また、行っている人が余り多くないということで、さほど必要を感じないということもあるかと思えます。

しかしながら、通塾をしている人が多ければ学力の平均が高まるとは限らないというふうに思います。かつて、中川中学校でも塾に行っている人は少ないけれども調査の結果がよかったということで国立教育政策研究所の方が3名視察に来てくれたことがありました。その先生方が授業を参観した後、話してくれたことは、「学習が好きという子が多い。」「話をよく聞いている。」「先生方も楽しそうで、やわらかい顔をしている。」「校内もきれいだ。」「学習規律が定着している。」「あいさつもでき、授業にもよく取り組んでいる。」「言葉もきれいだ。」「小学校との連携ができています。」というようなことを話してくれました。そういう状況があれば基本の学力は高まるということだというふうに考えています。

○5 番 (中塚礼次郎) 今、教育長のほうからの説明でありましたが、塾に通っているから成績がいいとか、ばっかりは言えないということは確かだというふうに思います。

そこで、学校での部活との関連で、学校での部活動は、もちろん土日だとか日曜日

を使っての部活動があるわけですが、これは練習、スポーツの部活になると練習試合だとか遠征活動、それから各種大会への参加など、見ておっけるに本当によく頑張っているというふうに思います。放課後や休日での活動であって、帰宅後の学習も思うようにならない困難さがあるのではないかというふうに私は思うわけですが、学習面でのわからないこと、悩みを持って困っている生徒は多いのではないかというふうに心配されるんですが、自分のところにも中学生の孫がおるわけですが、見ておっけるそういうふうを感じる面もあるんですが、その点はどのように把握されておるか質問します。

○教育長 部活動の活動時間については、長野県中学生期のスポーツ活動指針というもので中川中スポーツ活動運営委員会と中川村教育委員会で確認をして、平日の活動時間は朝部活や社会体育を含めて2時間、長くても3時間以内とする、土日は、どちらか1日の午前か午後とし、休養日を週2日位置づけるということを目準として行ってきました。今年度も10月の中川中スポーツ活動運営委員会で確認をされたところであります。

平日については、活動指針はほぼ守られておりますけれども、土日については練習試合や大会参加で活動が両日にわたることも現実にはあります。土日の活動に関しては、学校と社会体育活動運営の保護者会や外部コーチとより密に連携を図りながら生徒の思いや体調を十分考慮して適切な活動となるような方法で支援していきたいと考えています。

部活で一生懸命練習すれば疲れも多く、家庭に帰って思いどおりに家庭学習を進められないということも、ただいまのお話のとおり聞いております。そのことは部活顧問の先生も担任の先生も把握をしていて、個別の声かけや励ましをしていただいているところなんです。

○5 番 (中塚礼次郎) 今、教育長のほうから部活動に対する生徒への手助けとかいう点では説明があったわけですが、私は、部活動は思い切りやってもらいたいという気持ちがあるわけですが、そのためにも学習への悩みや不安、困っていることに対する応援や手助けっていうものは必要だというふうに考えるわけですが、その点については、今、教育長のほうから若干触れて説明していただきましたが、この点で特にまだ言うことがありましたらといった、この応援、手助けっていう点で、先生たちや、当然そういうことでは心配りをいただいて応援いただいておりますというふうに思うんですが、そのほかで何か触れることがあればですが。

○教育長 やはり児童生徒には一人一人個性がありまして、学習を理解し習得する時間に長短があるわけがあります。わからないことを質問するようというふうに先生は言うてくれるというふうに思うわけですがけれども、質問はなかなかできない子どもが多いと思います。先生方は、何とか、その理解してもらいたいというふうに願うわけですがけれども、先生方も次々と時間に追われて忙しい毎日です。また、子どもたちも忙しくて、昔でしたら残り勉強で補える部分が今はなかなかできないということがあります。このジレンマをどういうふうに解決していけばいいかなあというところは、非常に日々悩んでいるところでもあります。

○5 番 (中塚礼次郎) どんな手助けや応援ができるかという点では、今、教育長のほうから説明もありました。

中川村には個人的に学習指導している例を除けば学習塾というものはありません。今、都市圏から離れ余り塾のない地域、それから過疎化が進む地域では、学習塾はなく、地域格差をなくすための学習支援として各自治体が学習塾を開設しているケースが増えてきています。塾へ通うための環境や経済的条件による学習機会の格差をなくすため、また受験を控えた生徒たちのために学習支援が必要だというふうに考えます。頑張っている子どもたち、頑張ろうとしている子どもたちへの応援、必要な子育て支援ではないかというふうに考えるわけですが、地域格差をなくすために各自治体が開設する学習塾についての考えを聞きたいというふうに思います。

○教育長 学校教育は学校が責任を持って行っていくものだというふうに考えております。先ほどお話ししましたように、先生方が日々努力をしております。そして、そういう中で、地域の学校支援ボランティアの方がコミュニティ・スクールということで支援もしてくださっております。

今お話の多くの自治体が行っている塾といいますか、学習のパターンでありますけれども、中川村でも取り組めるならばというふうに考えてきました。その課題は、学習支援の学校支援ボランティアをしてくださっている方、それをさらに多くの方にお願いできるかということ、そして部活動で忙しい子どもたちにどの時間帯で学習支援をするか、することができるかということでもあります。生徒たちの部活動への活動要求を満たすことも大事にしつつ、学習時間を確保していくということが大事ななというふうに思います。

それで、今考えていることでありますけれども、現在進められている活動として水曜日の6校時に部活のなくなった3年生を対象にした放課後学習をしております。これを充実することと、それから部活のある日に部活指導を他の支援の方に見ていただきながら、曜日をスライドさせてだんだんに部活の生徒たちの学習支援をするという方法、これは、活動、部活の時間が長い夏の時間にこれはできやすいわけですが、冬場はなかなか部活の時間が少ないので余り時間がとることはできないわけですが、そういう形、それと、夏休みに数日間の学習会を持つというようなこと、いずれも余り長い時間ではありませんけれども、それらを核にしてだんだんに広げていければいいのかなあというふうに思います。実施にこぎつけるためには、まず、先ほどもお話ししましたけれども、学習ボランティアを募ることが課題というふうに考えています。

○5 番 (中塚礼次郎) 学習支援ということについて今説明がありました。

学習塾の重要性が増してきたことから自治体による塾に関してのさまざまな取り組みが全国でされておるといことで、この要因には、平成28年度から厚生労働省が実施した子どもの生活・学習支援事業、居場所づくりっていうのが大きくこれを後押ししてきているというふうに考えます。事業の内容は、自治体が学習支援事業を実施すると、それにかかる費用の2分の1が国の補助、都道府県が4分の1、市町村が4分

の1補助する仕組みになっておるわけでありまして。厚生労働省が2015年の4月時点での調査によりますと、既に300自治体、33%がこの学習支援事業を始めておったわけでありまして、制度が始まる以前の184からほぼ倍増というふうなことで、これは今後も多くの自治体を実施していくと考えられて、伊那谷では複数の町村がこれに取り組んでおりますが、近隣では飯島町、松川町などの取り組みがされております。取り組む中での課題として、地域の学生や、教育長が今申しましたように、地域の学生や教員OBによる学習サポーターの確保が課題としてありますが、中学生の声として「学校の先生に聞きにくいことも気楽に聞ける。」「先生が大勢いるので聞きやすく、先生に聞ける。」それから「友達と勉強ができて楽しい。」特にこの塾での特別講座というのを設けたりしてもやっておるようですので「進路の話が参考になった。」というふうな意見が子どもたちからは出ておりますし、保護者の声としては「勉強を家ではしないのでとても助かる。」ということや「無料でやってくれるので本当に助かる。」ということで、これ、飯島町での取り組みの中での声であります。

経済的な問題から塾に通わせられない。近いところに塾はなく通うことが困難。基本的には教育に関しては地域差があってはならないわけでありまして。その格差を埋めるための努力を自治体ができるしかないというのが現状ではないかというふうに考えるわけでありまして。経済的な問題から塾に通えさせられない、塾がないため通塾できない、受験を控えた生徒たちのために支援となれる対象は中学1年～3年とする公営の無料塾の開設に向けて、先進自治体の取り組み事例も参考にすることで、私は取り組んでいくべきだというふうに思うわけでありまして。教育長の言ったように中川の子どもたちも他から視察に来るほど勉強に対してもということもあるわけですが、困っておる生徒たちにどういった手が差し伸べられるかっていうことが、やっぱり非常に大事だというふうに思います。例えば勉強でもわからない問題が1個あることで、それが解決しなんでどんどん進ちゅうことになる、もうまったく後のことはわからんようになってしまうということで、子どもたちにしてみると相当深刻に悩んでおるといふふうに思うんで、そのときにどういった手助けができるかというふうなことでは、この公営の塾の開設がどうしても必要だと思いますので、最後に、いろいろ対策的なことを挙げられておりますが、この公営塾に対してどういふふうに今後考えていくかということについて、私はどうしても取り組んでいただきたいというふうに思うんですが。

○教育長 ご指摘のとおり各自治体が行っているということでありまして。

具体的には、例えば地域未来塾というような国と県が3分の1ずつ補助をするというふうな事業が平成27年度からありまして、飯島町のほうでも今年度から、これも実施を始めたところでありまして、この取り組みを参考に、中川村教育委員会も10月に平成30年度、来年度の実施要望調書を提出をしたところでありまして。採択や補助率が示されるのは3月期ということでありまして、これに取り組む方向で中学校と相談をしながら、来年度の予算にもお願いをしていきたいと思っております。

○5 番 (中塚礼次郎) 未来塾というふうなことで取り組みたいということで、申請を挙げておるとい、今、教育長のお話ですので、ぜひ事業が採択になって、子どもたちの手助けになれるような、また家庭のお母さんやお父さんの手助けになれるようなことで力が発揮できればというふうに思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長 これで中塚礼次郎議員の一般質問を終わります。

次に、7番 小池厚議員。

○7 番 (小池 厚) 私は、さきに通告をいたしました1問、不在地主の土地対策について、村の考えをただしていきたいと思います。

少子高齢社会の進展に伴い、村内のあちらこちらに耕作放棄地や不在地主の農地、また林地が出現をしております。これらの対策について9月議会でも質問が出されましたけれども、改めて村の考え方、また対策の現状について質問したいと思います。

最初に耕作放棄地の現状と取り組みについて、この間、営農センターを中心に耕作受託者へのあっせんや地区での共同作業等で農地保全を進めてきておると思いますが、先日開催しました農業委員会と議会との懇談会でもこの問題が話題になりました。

先に私の個人的な考え方を言わせてもらいますと、農業従事者の高齢化と後継者不足はこの先もとまらないと思うわけで、そうした中では、土地に対する執着心を改めて、いずれは国のものになるものを今は使っているだけだと考えるようにしてですね、耕作ができなくなったら他人に頼んでつくってもらうようにして、農事法人が組織的に請け負うようにするのが良策と思うんですが、この点については、村長はどんなふうにお考えでしょうか。

○振興課長 平成28年度の荒廃農地調査によりますと、村内に荒廃化した農地は約60ha存在し、このうち再生可能と思われる農地は約11haあります。これ以外の農地につきましては、台帳上は農地ですけれども、山奥等で既に山林・原野化され、再生不可能と判断した存在し、このうち再生可能と思われる農地は約11haあります。これ以外の農地につきましては、台帳上は農地ですけれども、山奥等で既に山林・原野化され、再生不可です。耕作や貸し出しをして農地として有効に利用できるように促しているところがあります。

土地に対する執着心は薄れてきているとは思いますが、所有権と利用権のほうを分離しまして、耕作放棄地になる前、まだ農地として優良な状態で担い手に貸し出す、または耕作をしても会う必要があると考えております。

利用調整の仕組みとしましては、農地貸し付けや農作業委託の意向調査を行いまして、地区集落営農組合で貸借や農作業の取りまとめを行い、農地中間管理機構や農地利用集積円滑化団体、農協を通じまして規模拡大農家や担い手法人への貸し付けという流れはできております。

しかしながら、今のところ利用調整の機能が十分に発揮されているという状況にはないと思っております。この利用調整を有機的に働かせ、少しでも耕作放棄地解消、農地の流動化に結びつけていきたいというふうに考えております。

また、担い手法人等が借り受ける場合については、条件の悪い農地等がどこまで受け入れるのかというような問題もあるため、十分な調整が必要というふうにも考えております。

○7 番 (小池 厚) この問題ですね、特に自分自身もそうなんですが、自分の子ども今うちにいないわけで、後継者が存在していないというふうな状況のもとで、この先どうなるかっていうことを考えたときにですね、ずれ私のところもそういった耕作放棄地になっていくのではないかと、そういった心配もあるわけで、現に、今、課していないというふうな状況のもとで、この先どうなるかっていうことを考えたときに、この先もそういったことが考えられる中ではですね、どのくらい、そういった今ある機能がですね、組織が機能するかは別にしまして、考え方自身をですね、そんな方向で持っていく必要があるのではないかと、というふうに私考えたもんで質問をいたしました。

続いて2番目の不在地主の土地対策についてはどうかということで質問させていただきますが、農地については農業委員会が防波堤になって不法取引に気を配っておるんですが、林地については法務局からの登記簿の変更通知が来るまではわからないという状況が現在かと思えます。

さきの議会の厚生文教委員会で桑原の産廃処理予定地を現地調査に行ったわけですが、産廃処理場としては谷の勾配が急で、土とめ構造物が大きくなり、一番下へ入れる土とめ構造物が大きくなり、ポケットとしてもさして量が入らない場所と個人的には思ったわけでございます。地主は既に村外に出ており、言葉巧みに譲渡してしまったようでございますが、こうしたことは今後増えてくることが予想できるわけでございまして、そこで、こうした問題に対処するためにですね、庁舎内で横断的な情報共有部署を設置することが必要だと思うんですが、村長はどんなふうにご考えておられるか質問いたします。

○村 長 産業廃棄物の運搬業者が桑原地区の元農地を含む山林を一円の範囲で買収をし林地開発をしてですね、そこへ建設残土を埋めるという計画を進めている件につきまして一円の範囲で買収をして、林地開発をしてですね、そこへ建設残土を埋めるという計てなんですけど、上伊那地域振興局林務課は、埋めた土が崩落する危険がないことを明示しろということで、そういう点から今しっかり事業者を指導をしてくれております。今とりあえず動きはとまっております。

今回のケースは、当初は平成27年に地元で産廃業者、これは産業廃棄物処理業者でございますが、この業者が産廃の埋め立ての候補地として考えているという話を持ち込みまして、地元のほうから役場に連絡をいただいて初めて知ったというのが初めてあります。その時点では、地区として反対であるという意向が伝えられております。その後、他の業者が土地を取得し、建設残土処理場として林地開発許可の申請、協議がされたケースでございます。当初、地元で話が合った時点で、林務、中川村役場の振興課林務係でございますが、林務、それから住民税務課の生活環境係、リニアの関連でありますので窓口としまして総務課でございます。企画係がこれを担っておるわけですが、の部署と、最初はリニアの残土をというお話でありましたので総務

課が加わったということですが、その部署と監視を強めていこうということ、監視を強めるということですね、その時点で注意をしていけばどうだっというような思いもあるわけですが、なかなか、この個々の所有地の売買に口を挟むっていうこと、これはちょっと危ない、例えばですね、いわゆるそのちょっと非常に危険だと何を考えているかわからないからみたいな形で口を挟むっていうようなことがですね、なかなか難しい、できないっていうこともございまして、特に村外の居住者の、にあります、村外に今住んでいらっしゃる方の個別の土地の売買を、特に村がですね、掌握するということは、前もお答えをしたとおり困難でございまして、なかなか、こういった皆さんっていうか業者さんたちが何かを狙っている、こういったもくろみといたしますか、こういったものをですね、小さな芽のうちに摘むということができれば非常に疑問であります。

ただですね、地元に対して、周辺の土地の所有者にこういう方たちがいるよということですね、お知らせすることはできるかなあというふうに思っておるところでございます。

○7 番 (小池 厚) 今、村長のほうから答弁いただきましたが、既にさきの例で、庁内で横断的な関係部署ですね、連携をとって監視をしていこうという話ができたといい、今後の形になりますけれども、既にそういう形で始まっているのでですね、これはこれでいいと思うんですが、ケース・バイ・ケース、規模も組織的に小っちゃいっていうこともあって、対応もその都度やっていけばそれで足りるかと思うんですけれども、ぜひですね、この姿勢は貫いていただいて、縦割り行政の弊害とよく言われますので、そういったことは、関連部署ですね、連携を取り合って、今後そういう対処をしていただければ、私は組織横断的な新たなまた組織をつくるということとはこだわらないので、その点は結構だったと思います。

今言われたようにですね、行政としては、何と申しますかねえ、余り不適格な業者業者がそういった動きをしていることについては、情報提供はぜひ行っていただきたいといった動きをしているこ

それでは、その次の問題ですが、美しい村づくり条例第6条による届け出の対象として土地の形質1,000㎡以上、のり面及び擁壁の設置、高さ3m以上かつ延長30m以上で越えるもの、これが施行規則第4条で規定されております。土地が産廃処理業者に渡ったとしても、処理計画書の提出段階で明らかになり、村の指導、助言が必要となるというふうになっておりますけれども、去る11月9日開催の景観審議会に報告のありました平成28平成29年度の届け出の内容を確認をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○村 長 すいません。今、美しい村づくり条例の関係のことをご質問いただきましたが、その前に、ちょっと私、もう少し、質問したことをちゃんと答えてなかったかなあと思っておりますので、ちょっと言わせてください。

ええとですね、今、簡単に言いますと、振興課を中心にしてですね、と申しますのは、林地開発の話ということになっておりますので、桑原の埋め土の問題であります

が、それについては振興課を中心にして総務課、建設水道課、住民税務課の担当部署により連絡調整会議を開催をしております。情報の共有と対応についてきちんと協議をしておりますし、村の方針の、その中で情報の共有と村の方針の確認、事業計画者に対するどういう手順で対応していったらいいかについても調整会議を開催をしております。無論、長野県との連絡調整の行っておるところでございますので、ご安心をいただきたいという言い方ではありませんが、指導いただきながら進めておるところでございます。

今後の対応もですね、今とりあえずとまっておるか動きはないんですけど、またいつ、また動くかよくわかって、わかりませんもんですから、そういう場合にはですね、庁内の関係部署や県などの関係機関とですね、連携を図ってまいる、そういう考え方であります。

また、当然、地元にもですね、情報の共有をして対応していきたいと思っております。

以下、今ご質問いただいたことについては建設水道課長のほうから答弁をさせていただきます。

○建設水道課長

7番議員のご指摘の関係ですけれども、美しい村づくり条例の関係、また施行規則等々で届け出の必要なものについては、助言または指導を行うことができます。こちらにつきまちは景観審議会に諮りながら適切に対応することになろうかと思いますが、ただ、条件によっては、例えば今お話のありました土地の形質の変更、1,000㎡以上なんですけれども、これが3,000㎡を超えますと県知事への届け出等、また、先ほどからお話がありましたとおり産廃の処分場につきましても県知事の届け出になりました、そういった場合につきまちは、美しい村づくり条例の中では村に対しての届け出は不要となってしまいます。ただ、実際には、産業廃棄物の処分を行うにつきまちは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、いわゆる廃棄物処理法に基づき県知事の許可を受けなければなりません。産業廃棄物の処分場の許可につきまちは長野県環境部資源循環推進課が対応することになりまして、こちらにつきまちは産業廃棄物処理施設許可申請の手引き、廃棄物の処理施設の設置等にかかわる指針、廃棄物の最終処分場にかかる環境配慮等指針基準に基づいて処理をされます。その際には、計画初期段階時に関係市町村長の意見書や関係住民説明会、また計画の詳細段階においても関係市町村長の意見や関係住民説明会が必要となります。また、関係市町村長や関係住民から環境保全協定等の締結が求めたときは、事業者は応じるように努める必要があるとされております。

それから、中川村環境保全条例につきまして、第14条に「村長は、知事届け出の義務を有する特定事業」これは廃棄物処理業などになりますけれども、「であっても、県知事に届ける必要があっても当該地域に重大な影響を及ぼす恐れがあると認めるときは、事業者にあらかじめ当該事業に係る計画書等の提出並びに事前説明並びに協議を求めるもの」とされております。また、15条により「環境審議会の意見を聞き、計画等について調査及び指導を行うことができる。」とありますので、必要に応じて対処を

○7 番 することになると思います。  
(小池 厚) すいません。今、課長から水際対策についても言及をしていただきましたが、私としては、11月9日の景観審議会に報告のあった28年度の37件ですね、それから29年度の24件、これについて具体的にどんな内容だったかっていうのをまず聞いて、それから水際対策へ行こうとしたんですが、急遽書き加えたもんですから答えていただけなかったんで、また、これは後日、直接聞かせてもらいますんで、そんなことで、第4番目のついでにいいですか、(4)に移りたいと思います。

水際対策については、今、課長がおっしゃった内容で結構でございます。

次に移りますが、また、やむを得ず村外へ移住せざるを得なくなった村民の方には、土地所有の対策について村の考えを理解していただき協力をお願いするなど、美しい環境が今後も保全されるよう取り組むべきと考えるけれども、村長は9月の議会で答弁された中でですね、「周知をしてまいりたい。」と言っておられるんですけども、具体的にどのような方法で周知をしているのか、また、これから周知していくのか、考え方をさらに聞きたいと思います。

○村 長 特に、すべての、いろんな理由でですね、村を離れる方ということとはちょっと難しいかと思いますが、殊、特に感じましたのは、やはり桑原地区の、前もそうだったんですけども、10、20数年前になりますか、それこそ産業廃棄物処理業者があそこに埋め立てをしたいと、こういう申し出があったこと、それから今回のこと等を考えますと、やはり、その地域に住まなくなる、人が離れていってしまう、そういうところのその山林等が、非常にターゲットといいますか、狙われやすいんだなあということを感じました。したがってですね、私とすれば、原則は、やはり村を離れる皆さんについて、十分村の考え方を理解してもらいたいということは申し上げていかなきゃいけないかと思いますが、言い方を間違えないようにしないと、本人の権利にまでですね、それこそ口を挟むことは許されませんので、非常に難しいかなと思いますが、もう、例えばですね、その地区を通じてならよくできると思うんです。地区であれば、その地区をもう離れますよということで一言言う、言って行かれる場合が多いんだらうと思いますし、行かれなかったとしてもですね、その地域の思いですとか村の考え方、こういったことを伝えることはできるものだらうというふうに思っております。及び腰だなあというふうに思われるかもしれないわけでありまして、直接に言うってことはちょっと無理だらうというふうに思います。ですから、村民の皆さんや不在地主の皆さん、こういった皆さん、これから、もしかしたら、場合によったら村を離れて、いろんな事情でですね、行かれる方もいらっしゃるかと思いますが、改めて美しい村づくりで掲げている条例の趣旨ですとか内容について啓発といいますか、知ってもらい、理解をしていただくと、こういう姿勢は非常に感じておりますので、私とすれば、やっぱり地区を通じてですね、きちっとお願いをしていくってのが一番いいのかなあというふうに思っております。

○7 番 (小池 厚) 農業委員会のほうでも頭を悩ましておられますし、また、実際に地元で少しずつうちが減ってまいる、そういった地区も、これから先どうなってい

くかっていう、そういった、なっていくかっていうそういった不安もあるかと思えます。私どもみんながですね、そういった、これからもこの村がですね、少しでも不法な、そういった土地取り引きの餌食にならないような、そういったアンテナを高くして土地を守りながら村を維持していくと、そういったことで頑張っていきたいということ、最後に述べまして、質問を終わります。

○議 長 これで小池厚議員の一般質問を終わります。

本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会とします。

ご苦労さまでございました。

○事務局長 ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

[午後3時52分 散会]